

令和8年第1回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和8年1月21日（水）午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) その 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）
（当日配付）
- ②専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の解任について）
- ③令和7年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ④いじめに関する調査結果について
（当日配付）
- ⑤令和7年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書まとめについて
- ⑥令和7年度全国・関東大会出場者による市長表敬訪問について
- ⑦令和8年度埼玉県学力・学習状況調査について
- ⑧令和8年度全国学力・学習状況調査について
- ⑨令和7年度第64回朝霞市文化祭について
- ⑩令和7年度第2回朝霞市社会教育委員会議について
- ⑪第39回企画展「江戸時代の旅へ 川越街道膝折宿」事業報告について

◎ 提出議案

- 議案第1号 朝霞市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第2号 朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について
- 議案第3号 朝霞市博物館協議会委員の解職及び任命について
- 議案第4号 朝霞市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について
- 議案第5号 朝霞市立図書館協議会委員の任命について

教育長月間行事（令和7年12月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
1	月	15:00	部活動の地域展開に関する情報交換会
1	月	16:45	南部教育事務所訪問
11	木	13:00	時年休（5時間）
14	日	9:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会バレーボール大会女子の部
17	水	8:30	時年休（4時間）
19	金	16:15	時年休（1時間）
20	土	9:30	第70回朝霞市民総合スポーツ大会縄跳大会
26	金	9:00	時年休（5時間）

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています

教育長月間行事（令和８年２月） 予定

日	曜日	時 間	行 事 等
1	日	8:30	第24回丸沼旗争奪地域交流サッカー大会
1	日	10:00	吹奏楽・器楽フェスティバル開会式
12	木	14:00	第7回南部教育長会議・教育長協議会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の解任について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和8年1月21日

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

- 1 件 名
専決第2号 朝霞市学校運営協議会委員の解任について
- 2 専決処理期日
令和7年12月22日
- 3 専決処理した理由
委員の解任について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。
- 4 事務処理の状況
 - (1)発令事項 朝霞市学校運営協議会委員の任命を解く。
 - (2)発令年月日 令和7年12月22日
 - (3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	備考
やまうち ぜんしろう 山内 善四郎	朝霞第二小学校 学校運営協議会委員	死亡により

- 5 解任の根拠
朝霞市学校運営協議会規則第14条第1項第3号

教育長報告事項

令和7年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の
概要について

令和7年第4回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 兼本 尚昌議員（無所属）

質 問：教職員の業務負担軽減策について

（１）小学校の学校徴収金業務のアプリ活用について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校徴収金の徴収管理業務において、教職員の負担をどのように認識されているのか伺います。

答弁①

教育委員会では、学校徴収金の現金集金に、紛失・盗難のリスクがあることや、現金の集計・照合に時間を要する等の課題があることから、現状の学校徴収金の徴収管理業務が教職員の負担の一部となっていることを認識しております。

文部科学省中央教育審議会、教師を取り巻く環境整備特別部会から示された学校と教師の業務の３分類では、学校徴収金の徴収管理の業務が、学校以外が担うべき業務に分類されており、引き続きキャッシュレス化や教職員の負担軽減に向けて検討をしてまいります。

なお、朝霞市教育委員会では、学校業務アシスタントを各学校に配置し、学校徴収金に係る事務を行っている学校もあり、教職員の負担低減を図っているところでございます。

質問②

これまでの、そしてこれからの検討状況を教えてください。

答弁②

教育委員会では、近隣に学校徴収金の徴収管理アプリを導入している自治体があることを把握しております。こういったアプリは、教職員の負担軽減につながり得ると認識しておりますが、その導入には課題も含めて総合的に検討していく必要がございます。

課題といたしましては、手数料の負担がございます。サービスによって様々ですが、集金の処理 1 回ごとに手数料を支払うもの、月額利用料を負担するもの、年間利用料を負担するものなどが挙げられます。

額といたしましては、1 人当たり年間数百円程度でございますが、誰がどのように負担するかをよく検討、周知をしていく必要がございます。教育委員会といたしましては、学校徴収金の徴収管理につきまして、アプリの導入も含め、引き続き検討を進めてまいります。

(2) 小中学校における保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

事案は教育の現場でどの程度の頻度で発生し、データを記録されているのか伺います。

答弁①

対応の困難な相談件数につきましては、増加していると認識しております。相談があった場合には、学校と情報を共有し、必要に応じて学校とともに対応することもあり、教育委員会が実際に対応した案件につきましても、令和 6 年度と令和 7 年度を比較しますと、確実に増えている状況でございます。

また、このようなケースは、やり取りを重ねても保護者の納得を得られないことや、保護者の意向によっては、夜間の時間帯に及ぶこともあるなど、対応に非常に多くの時間と労力を要しているところでございます。

以上のような内容につきまして、発生頻度の分析等を行っておりませんが、その都度、発生の経緯や具体的な対応等を記録として残しております。

質問②

学校の手には負えない状況となった場合、学校現場をどのように支援する体制が構築されているのか、ない場合は今後どのように構築していく計画なのか伺います。

答弁②

学校で解決することが困難になってしまった事案につきましては、指導主事が学校と保護者との面談に同席をしたり、第三者的な立場で別々に聞き取りを行ったりするなどの対応を行う場合がございます。また、状況によりましては、他の部局や公的機関と連携して対応に当たる場合もございます。

学校では、特に児童生徒の安全や生徒指導に関わる事案等について、初期対

応を迅速かつ丁寧に行っておりますが、教育委員会といたしましても、危機管理の面から、引き続き各学校を指導してまいります。

質 問：朝霞市文化・スポーツ振興公社について

（１）朝霞中央公園野球場の現状と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

陸上競技場と野球場の令和６年度の稼働率、利用料収入とその維持管理コストを教えてください。

答弁①

令和６年度における朝霞中央公園野球場の利用率は６７．４％で、利用料収入は５１３万７、４５５円です。

次に、朝霞中央公園陸上競技場の利用率は８８．１％で、利用料収入は６２０万７、８８０円です。

歳出の主なものは、臨時雇用賃金や光熱水費、委託料等で、他の施設も含む公園・体育施設１１施設の指定管理料は８、６４２万１、０００円です。

質問②

天然芝から人工芝への変更を検討しているか伺います。

答弁②

野球場の天然芝につきましては、クッション性が高く、選手への負担が少ない一方で、冬季期間の養生を含め、維持管理が難しいという特徴があります。

御指摘の人工芝への張り替えにつきましては、改修に係る財源の確保等の課題もあり、現在のところ改修を行う予定はございません。

質問③

利用料収入の拡大に向けた料金体系の見直し等を行っているか伺います。

答弁③

施設使用料の見直しにつきましては、使用料・手数料の見直し方針により、公共施設の改修や提供するサービスの変更等を行った場合に見直しを行うこととしておりますので、大規模改修の際に、料金体系を含めて調査研究してまいります。

質問④

野球場、陸上競技場においてネーミングライツを検討してはどうか伺います。

答弁④

ネーミングライツにつきましては、当該施設の知名度向上に加え、契約期間に応じた収入を得られるなどの効果もあり、有効な施策であることから、現在他市の情報も収集しており、実施についても検討してまいります。

質問⑤

野球場の設備の、今後のアップグレードの計画があるか伺います。

答弁⑤

野球場につきましては、令和6年度に内野スタンドに防球ネットを新たに設置し、野球場及び公園利用者の安全・安心の確保に努めたところですが、現時点では球場施設のアップグレードに向けた工事の予定等はありません。

質問⑥

指定管理者に対し、利用料収入の拡大を具体的に求めているか。また、その努力と成果を指定管理者評価にどのように反映されているのか伺います。

答弁⑥

指定管理者とは、毎月の連絡調整会議で管理運営に関する課題を協議及び共有し、利用者の利便性向上や利用促進を図っております。また、その成果につきましても、モニタリングでの総括評価において適正に評価をすることで、反映をしております。

質問⑦

野球場の観客席、陸上競技場のトラック附帯設備の改修工事の計画について伺います。

答弁⑦

朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画におきまして、朝霞中央公園野球場につきましては、令和8年度に劣化調査、令和9年度から令和10年度に設計、令和11年度から令和12年度に工事を行うこととしております。

また、朝霞中央公園陸上競技場以上につきましては、令和11年度に劣化調査、令和12年度から令和13年度に設計、令和14年度から令和15年度に工事を行うこととしておりますので、この実施計画に基づき、検討をしてまいりたいと考えております。

質問者： 福川 鷹子議員（あさか未来）

質問：学校問題について

- (1) 不登校の子供たちが全国的に増加し続けているが、当市の状況と今後の取組、対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現在、朝霞市の小学生や中学生で不登校になっている子は何人いますか。また、二、三年前と比較して、増加しているか、減少しているか伺います。

答弁①

市内小中学校における令和6年度の不登校の児童生徒数を申し上げます。小学校 198 人、中学校 255 人、合計 453 人でございます。不登校は年々増加傾向にあり、コロナ禍以降、その増加率は高まる一方でございます。

また、近年は小学校低学年の児童も不登校となる、そういった状況が増えていることも、大きな課題になってきていると捉えております。

不登校の状況にある児童生徒の背景、要因は一人一人異なり、多様化しております。友人との人間関係、学習や成績に関する悩み、親子の関わり方、また起立性調節障害等の病気など、それぞれの事情に合わせて、適切な支援を行う必要があると考えております。

また、この数年の不登校の状況ということでございますけれども、過去3年間ににおける小中学校の不登校児童生徒数は、令和4年度、350名、令和5年度、441名、令和6年度、453名となっており、先ほど申し上げましたとおり増加傾向にございます。

質問②

不登校になる原因は把握されているのかどうか、またいじめによる不登校があったのかどうか伺います。

答弁②

不登校の状況にある児童生徒の背景や要因は、児童生徒一人一人により本当に異なっている部分がございます。また近年、非常に多様化しているところでございます。

友人との人間関係や学習の状況に対する悩み、家庭内での親子の関わり方だとか、発達障害等のことも起因することに併せて、それぞれが複雑に絡み合っているところが状況としてはございます。

質問③

子供たちが学校に行くことが楽しいという環境づくりをするのが必要だと思うのですが、どのように学校では考えているのか伺います。

答弁③

不登校に係る支援の目標は、学校復帰にこだわらず、社会的自立を目指す

ものであります。そのため、不登校に悩む児童生徒が主体的に自分の進路を考えることができるよう後押しすることが、基本的な考え方となります。

学校では学級担任をはじめ、児童生徒に関わる教員が組織的に支援できる体制を構築するとともに、さわやか相談室のように、当該児童生徒や保護者がいつでも相談できる場所や機会を設けることを重視して、支援に当たっております。そういったことから、学校に行くことが楽しいという思いを子供たちが持ってくれればと考えております。

教育委員会といたしましても、スクールカウンセラーやさわやか相談室、こども相談室などの相談環境の整備に加え、当該児童生徒だけではなく、家庭を含めた福祉的な支援が必要と判断される場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど、関係機関と連携して取り組んで支援をしています。

今年度、朝霞第六小学校に開設をいたしましたスペシャルサポートルームのように、教室に入りたくてもなかなか入れない児童が、気兼ねなく別室登校できるような支援や、埼玉県の実業ではございますが、メタバースを活用した学習支援などを通じて、多様な選択肢が提供できる、児童生徒一人一人に合った支援策を推進してまいりたいと考えております。

質 問：公民館の図書館について

(1) 本館、分館で利用している消毒機械を公民館の図書室にも設置することについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

図書館本館の消毒機械設置の経緯について伺います。

答弁①

図書館の本館及び分館に設置している図書消毒器につきましては、新型コロナウイルス対策における新しい生活様式の一環として、令和2年9月補正で予算措置をして導入したものでございます。

質問②

消毒機械の利用状況について伺います。

答弁②

利用回数のカウントはしておりませんが、大人だけではなく、小さなお子さんが操作する姿も見られるなど、稼働率は高い状況にあります。

質問③

導入費用のランニングコストについて伺います。

答弁③

導入時の費用といたしましては、本体と設置代を合わせ、1台31万6,800円、本館と分館の2台で63万3,600円となっております。また、1本3,000円程度の紫外線灯が消耗品となり、使用頻度により異なりますが、図書館本館では半年に1回程度の交換が必要となっております。

質問④

公民館の図書室に消毒機械を設置していただけないか伺います。

答弁④

公民館図書室への設置につきましては、費用面や設置場所等の課題もありますことから、すぐに導入することは難しいものと考えております。

質問者： 西 明議員（あさか未来）

質問：部活動地域移行の現状について

（1）外部コーチの募集方法と採用基準について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

外部指導者の募集方法、現状を伺います。

答弁①

本市におきましては、大まかに2通りの募集方法がございます。一つ目は、公募による方法となります。市のホームページにおいて、随時募集を行っており、その応募を基に、学校へ人材の紹介を行っているところでございます。二つ目は、各学校において、地域の方や、今まさに議員がおっしゃった保護者などの学校の関係者等からの人材の紹介による方法となっております。

質問②

募集方法、募集があった後、その後、採用までの流れについて伺います。

答弁②

採用の流れにつきましては、二つの応募方法のいずれの場合も共通しております。市や学校関係者等から紹介された方につきましては、学校の希望に応じて適格性を確認するために、校長が面談を行っております。その後、学校での指導を依頼したいと校長が判断した場合には、教育委員会へ推薦いたします。教育委員会は、推薦された方を外部指導者として承認し、その後、学校から提出される実績報告に基づき、謝金をお支払いしております。

(2) 採用までの経緯や保護者への周知について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

採用後、保護者への周知はどのように行っているか伺います。

答弁①

外部指導者の周知につきましては、採用後に当該部活動に所属する生徒を通して、当該部活動の保護者への周知を行っているところでございます。

質問②

全体への周知はなく、関係する方のみへの周知ということなのか伺います。

答弁②

実際に外部指導者が指導に当たる時期が、大会前の短期間であったり、あるいは特定の種目、または、例えばですが吹奏楽部の活動においては、特定の楽器の指導に、集中的に指導を行っていただくというケースがあったりするなど、指導者によっては指導の実態が様々であることから、学校全体に一律での周知は行っていないところです。

(3) 今後の方針と周知方法について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

今後部活動がなくなるのではないかと心配している保護者が多くいることを、教育委員会は把握しているか伺います。

答弁①

教育委員会におきましても、今後の部活動の在り方についての問合せをいただくこともございまして、今後の部活動の在り方に不安を抱える保護者が一定数いるものとは捉えております。

なお、平日の部活動指導につきましては、これまでどおり教員が担うことを想定しております。また、休日の部活動につきましては、地域で展開していくための準備を現在進めているところでございます。

質問②

部活動の在り方検討会議にはどなたが出席されていて、こういったことを話し合っているのか、伺います。

答弁②

朝霞市部活動の在り方検討会議の、こういった方がメンバーに入っている

かということでございますが、教育委員会事務局職員と学校職員の代表で構成されております。具体的には、私、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習・スポーツ課長、教育管理課長、教育指導課長、市内の全中学校長、小学校代表校長1名、また中学校代表教頭1名となっております。

今年度につきましては、年4回実施する計画でございます。今年度中には、朝霞市としての方向性を決定し、ただいま議員からお話もあったことも含めまして、十分に議論をした上で、広く周知していくための準備を現在進めているところでございます。

質問③

今後の部活動の地域移行について、スケジュール感を分かる範囲で伺います。

答弁③

朝霞市部活動の在り方検討会議で、現在作成している方向性の案では、令和8年度、令和9年度を部活動の地域展開に向けた周知準備期間とし、令和10年度からの地域展開を目指すこととしております。

今年度は、こちら議員からありましたとおり、5月と7月に実施したほか、昨日も検討会議を開催し、そういった議論を経まして、本市の部活動地域展開の方向性について、検討を重ねているところでございます。

また、中学校の教職員の意見聴取を行ったところでもございます。今後は、小学生や中学生、また保護者や地域の方々からの意見聴取を行い、今年度中には方向性を定められるよう、丁寧に準備をしていく考えでございます。

質 問：教育委員会の t e t o r u 活用について

(1) t e t o r u の導入目的について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

当初どのような目的で導入されたものなのか伺います。

答弁①

市内全小中学校で導入した保護者連絡ツールの t e t o r u の導入目的につきましては、主に3点ございます。1点目は、緊急連絡の即時配信及び保護者への確実な周知、2点目は、学校教育委員会等からの配布するお知らせや案内などのペーパーレス化による予算削減及び業務の効率化、3点目は、欠席連絡等のデジタル化による電話対応の削減、以上3点を主な目的に、昨年度4月より導入をしたところでございます。

なお、昨年度9月末より、教育委員会から全保護者宛てに直接配信できる自治体配信機能が利用可能になったため、教育委員会に加えて、市役所内の他課からの依頼に基づき、連絡や案内の配信を行っておるところでございます。

(2) 配信内容の妥当性について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

t e t o r uでの配信が必要か、精査は必要なのではないか。教育委員会としてはどう考えているか伺います。

答弁①

現在、t e t o r uの自治体配信機能で配信しているイベント等のお知らせにつきましては、教育委員会からの案内や市役所内の他課からの依頼のあった案内について配信を行っているところでございます。

アプリ内にたくさんのメッセージが表示されてしまうことで、重要な連絡が埋もれてしまうといったお声や、日中に何度も通知が届いてしまうといった保護者の御意見も頂戴しているところでございます。教育委員会といたしましては、重要な連絡のみ通知をオンにしたり、送信者別にフォルダ分けができるようになるように、機能改善につきまして強くメーカーに要望しているところでございます。また、自治体連絡を用いる場合には、配信時刻の固定化やタイトル表記の統一等、運用面で工夫を行うことで、改善ができる部分もあると考えますので、早急に検討してまいります。

質問②

t e t o r uになって、必要以上に配布物が増えているという現状はないの伺います。

答弁②

配布物の数につきましては、全てを紙面で配付していた頃と比較して大差はないと考えております。しかしながら、t e t o r u配信によって、確実に保護者へ届き、履歴としても残るようになったことで、結果として、お知らせの数が増えたように受け止められる可能性はあるものと考えております。

今後につきましても、内容を精査してt e t o r u配信を行ってまいります。学校ホームページ掲載など、他の手段も用いながら、情報発信を行っていきたいと考えております。

質問者： 高堀 亮太郎議員（あさか未来）

質 問：G I G Aスクール構想（一人一台端末）の現状と課題について

（１）端末の活用状況について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

G I G Aスクール構想の概要と、本構想に基づき、本市の小中学校で実施されているタブレット端末の配付状況を伺います。

答弁①

本市におけるG I G Aスクール構想につきましては、学習指導要領を踏まえた教育課程の確実な実施や授業におけるI C T機器の活用により、魅力のある分かりやすい授業を通して、児童生徒が互いに学び合える、よりよい教育活動に取り組むこととしております。

本構想に基づき、小学校１年生から中学校３年生まで、１人に１台を配付しております。今年度は、小中学校の児童生徒数、合計１万１,１５６台と、転入等があった場合の児童生徒用予備機として各学校２台ずつ、合計３０台を配備しているところでございます。よって、児童生徒用端末の合計は、１万１,１８６台でございます。これらの端末は、小中学校それぞれで卒業まで持ち上がり、使用しております。

質問②

児童生徒がタブレット端末を使用している時間について、小学校低学年、高学年、中学校、それぞれの平均的な時間を伺います。

答弁②

児童生徒のタブレット端末使用時間につきましては、全体の平均値についてお答えをさせていただきます。

児童生徒がインターネット回線を使用してタブレット端末を使用している時間の平均値は、１か月当たり２４時間以内の児童生徒が８０％を超えております。これは１日当たりにすると約５０分程度となりますが、インターネット回線を使用していない場合や稼働していない端末も考慮すると、１日当たりの使用時間が５０分よりも多少長くなっているのではないかと考えられます。

質問③

本市ではどのような用途に使われているのか、活用状況を伺います。

答弁③

小学校では、写真アプリや学習支援アプリを活用し、記録を取りためたり、考えを同じ学級の級友と共有したり、自分の考えを創造的に表現したりしてい

るところでございます。中学校では、各教科等の学習で動画やプレゼンテーション機能を活用し、自ら課題を設定したり、他者と共同して多様な学びを充実させたりしています。

このように、発達段階に応じた活用を進めているとともに、小学校3年生以上におきましては、昨年度より導入しているAIドリルを活用し、一人一人の学力に応じた個別最適な学習を支援するとともに、学習支援アプリを活用して児童生徒の考えを一斉に共有したり、画像や動画を提示することで思考の深まりを促したりと、子供たちの可能性を最大限に伸ばす事業が展開されています。

(2) 学力・健康への影響について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

児童生徒の基礎学力や学習意欲、対面でのコミュニケーション能力について、どのような変化が見られたのか、1人1台端末の教育効果をどのような指標やデータに基づいて評価しているのか、伺います。

答弁①

1人1台端末の教育効果の一つの指標といたしましては、埼玉県学力・学習状況調査がございます。小学校4年生以上で実施した今年度の埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析してみたところ、本市の児童生徒は、全学年、全教科において埼玉県の平均値を上回っているところがございます。タブレット端末を活用した授業が本格的に導入された令和4年度に4年生だった児童は、現在、中学1年生となりますが、国語科では4.5ポイント、数学では3.8ポイント埼玉県の平均を大きく上回る結果となりました。また、本調査内の児童生徒質問紙調査では、他者の考えを聞き、自らの考えをまとめ伝える質問項目におきまして、全学年が埼玉県の平均と同程度のレベルとなっております。

これらのことから、タブレット端末の導入により、児童生徒の学習がより個別最適で主体的なものとなり、学力やコミュニケーション能力の定着や向上に寄与しているものと評価をしているところでございます。

質問②

1人1台端末の利用が児童生徒の健康面に与える影響についてどのように把握しているのか、視力や睡眠、生活リズムなどへの影響が指摘される中、具体的にどのような対策を講じているのか伺います。

答弁②

タブレット端末が原因となる健康被害に関する学校からの報告はございませ

ん。しかしながら、最近の傾向といたしましては、低年齢のうちからスマートフォンなどの情報機器の所持率も高まってきている状況がございます。また、使用の仕方によっては視力の低下や生活習慣の乱れが懸念されることから、引き続き、文部科学省が示している児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックなどに基づき、児童生徒の健康に留意して端末を活用できるよう、各学校を支援してまいります。

(3) 教育内容の妥当性について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

低学年における端末利用の在り方や、紙教材との役割分担をどのように考えているのか伺います。

答弁①

タブレット端末は、学習指導要領に基づいた教育内容の定着を図るとともに、児童生徒の学習効果を高めるためのツールとして活用していくものと考えております。あわせて、教科書や辞書、資料集などを使った教育活動やノートやワークシートに自分の考えや思いを書き、表現する機会も大切なものと捉えております。特に低学年では、字形を整えたり筆圧を強く書いたりという学習では、紙教材を適切に使用し、学習効果の向上に努めているところでございます。低学年にかかわらず、各学校では学習内容に応じてデジタルとアナログを適切に使い分け、児童生徒が学習を深められるよう、学習形態を工夫しているところでございます。

質問②

海外では、学力や健康への影響を踏まえ、デジタル利用を見直す動きも見られます。こうした事例をどの程度把握しているのか、それらをGIGAスクールの運用や今後の見直しにどのように反映しようとしているのか、伺います。

答弁②

北欧など一部の国では、脱デジタル化の動きがあることは承知しているところでございます。しかしながら、令和7年9月に中央教育審議会による教育課程企画特別部会で示された論点整理におきましては、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として、デジタル学習基盤を前提にした改定の方針が出されているところでございます。教育委員会といたしましては、この方針にのっとり、デジタルかアナログかの2庁対立に陥ることなく、児童生徒一人一人の豊かな学びを充実させることが重要であると考えております。

（４）端末更新費用と財政負担について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現状のタブレット端末の故障率についてどの程度把握しているのか、故障が発生した際の対応方法、故障した端末をそのまま使用していないか、予備端末は確保しているのか、また、故障機器の修理方法や流れを伺います。

答弁①

令和６年度末の数値になりますが、タブレットの故障率は、導入台数１万２,１８６台に対し、故障台数５５８台のため、故障率は４.６％でございます。

次に、市内小中学校で使用しているタブレット端末の破損につきましては、自然故障及び学校管理下で発生した場合と、家庭での使用時に発生した場合で対応が分かれております。まず、端末の自然故障及び学校管理下で児童生徒が端末を誤って破損してしまった場合は、全額市費負担での修繕となります。各学校で端末の事故報告書を作成し、端末とともに教育委員会へ送付します。学校では、学校に配備されている予備の端末を充当するなど、端末が子供の手元にはない期間がなるべく短くなるように対応しているところでございます。

また、予備端末は、教員が使用する端末も含め、１,０３０台確保しております。

次に、家庭での使用等、学校管理下外での破損の場合についてでございますが、児童生徒の保護者が朝霞市小中学校校長会にて契約しているタブレット端末補償制度に加入している場合、こちらの制度を利用いたします。学校にて児童生徒及び保護者に聞き取りを行い、破損の状況を詳細に把握した上で事故報告書及び事故証明書を作成し、端末とともに教育委員会へ送付いたします。保険代理店が月ごとに端末を回収し、修理依頼から教育委員会への返送までを行っており、およそ１、２か月で教育委員会へ返送されます。修理期間中の端末の手配は、先ほどの場合と同様でございます。

質問②

端末の更新の周期をどのように設定しているのか、そして、今後の更新計画についてお伺いします。あわせて、更新に要する費用のうち、国の補助がどの程度見込まれ、本市の一般財源からの持ち出しがどの程度で、その具体的な見通しについてお伺いします。

答弁②

端末のリプレースの計画につきましては、令和７年度、１,２１９台、令和８年度、３,３７１台、令和９年度、３,３１３台、令和１０年度、４,１０５台の合計１万

2,008 台でございます。端末更新費用は、令和 7 年度実績ベースで申し上げますと、1 台当たり端末本体費用 5 万 5,385 円、設定費用 8,250 円の合計 6 万 3,635 円でございます。この合計に端末の台数を掛けますと、令和 7 年度、7,757 万 1,065 円、令和 8 年度、2 億 1,451 万 3,585 円、令和 9 年度、2 億 1,082 万 2,755 円、令和 10 年度、2 億 6,122 万 1,675 円の合計 7 億 6,412 万 9,080 円でございます。

端末更新費用に係る公立学校情報機器整備事業費補助金は、令和 7 年度、4,469 万 6,000 円、令和 8 年度、1 億 2,360 万 3,000 円、令和 9 年度、1 億 2,147 万 6,000 円、令和 10 年度、1 億 5,051 万 6,000 円の合計 4 億 4,029 万 1,000 円でございます。

更新費用から補助金を差し引いた市の負担額は、令和 7 年度、3,287 万 5,065 円、令和 8 年度、9,091 万 585 円、令和 9 年度、8,934 万 6,755 円、令和 10 年度、1 億 1,070 万 5,675 円の合計 3 億 2,383 万 8,080 円でございます。

補助金を差し引いた市の負担額に対し、デジタル地方債が活用できますので、導入年度の市の負担額は、令和 7 年度、337 万 5,065 円、令和 8 年度、911 万 585 円、令和 9 年度、894 万 6,755 円、令和 10 年度、1,110 万 5,675 円の合計 3,253 万 8,083 円でございます。

なお、デジタル地方債は、翌年度から償還期間 5 年で返済を行うものでございます。

質問③

1 人 1 台端末を今後どのような教育施策として位置づけていくのか、教育委員会としての総合的な見解をお伺いします。

答弁③

現在作成中の第 3 期朝霞市教育振興基本計画におきまして、基本目標 2 の確かな学力と自立する力の育成に向けて、1 人 1 台端末の効果的な活用を位置づけており、子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実をさらに進め、探究的な学びを通して思考力、判断力、表現力を育成してまいります。また、あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、子供たちの情報活用能力を高めるための取組を継続して進めてまいります。

質 問：日本への誇りと自尊心を育てる歴史教科書の採択に向けて

(1) 大東亜戦争とアジア諸国の独立に関する記述について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

歴史の正しい認識のためには、日本が戦争を回避しようとした側面についても記載が必要ではないかと考えるが、教育委員会の見解をお伺いします。

答弁①

中学校学習指導要領に定められている指導事項には、第二次世界大戦と人類への惨禍について、経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治、外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを基に、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解することと記されています。本市で採用されている教科書につきましては、国の検定に合格している教科書でございますので、この指導事項に沿った内容であると捉えております。

質問②

歴史の正しい理解のためには、国際情勢の背景やアメリカの関与についても記載が必要ではないか、教育委員会の見解を伺います。

答弁②

本市で採用されている教科書につきましては、国の検定に合格している教科書でございますので、学習指導要領における指導事項に沿った内容であると捉えております。

質問③

アジア諸国の独立と日本の関わりについても、歴史を正しく理解する上で記載が必要であると考えますが、教育委員会の見解を伺います。

答弁③

国の教科書検定の基準である義務教育諸学校教科用図書検定基準には、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに、国際理解と国際共助の見地から必要な配慮がなされていることや、著作物、資料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であることといった定めがございます。これらの基準を満たしている教科書になりますので、記載されている内容につきましては、適切であると捉えております。

(2) 多面的・多角的な歴史理解の確保について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教科書に多面的、多角的な歴史理解が十分に担保されているのか、歴史的側面の扱いについて、教育委員会としてどのように認識しているのか伺います。

答弁①

中学校社会科の学習指導要領では、歴史的分野において、歴史に関わる事象の意味や意義などを相互の関連や現在のつながりなどに着目して、多面的、多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握したりするなどして、複数の立場や意見を踏まえて議論する力を養うこととされております。教育委員会としては、国の検定に合格している教科書を活用し、探究的に学ぶことのできる児童生徒を育成してまいりたいと考えております。

質問者： 駒牧 容子議員（公明党）

質問：子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するために

（１）放課後子ども教室の実施状況について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

放課後子ども教室を実施している第六小学校と第八小学校における利用状況について伺います。

答弁①

令和７年１０月末現在、第六小学校の登録児童数は２０１人、１日当たりの平均利用児童数は３３．６人、これまで最も利用が多かった日は、夏休み期間中の７８人でございます。

次に、第八小学校の登録児童数は１３４人、１日当たりの平均利用児童数は２４．８人、最も利用が多かった日は、夏休み期間中の４７人でございます。

質問②

どのような内容で事業が構成されているのか、またプログラムの質をどのように評価し、継続的に改善をしていくのか、市の方針を伺います。

答弁②

放課後子ども教室は、現在、各校７名のスタッフを配置し、子供の見守りを行っております。子供たちの登室後、３０分程度読書や宿題をする時間を設け、その後、校庭や体育館で体を動かしたり、集団遊びをしたりして過ごしています。夏休みには放課後児童クラブとの交流事業として、夏祭り、プラネタリウム鑑賞などを実施したほか、キーホルダーを作成するなど、工作などのイベントを実施いたしました。

実施状況につきましては、提出された日報や職員による現地確認を行っているほか、利用者アンケートを実施し、課題の抽出、要望の把握を行い、質の向上に努めております。

質問③

安全確保についてのマニュアルや研修の実施状況、また学校と市の連携体制について、現状と課題についてお伺いをいたします。

答弁③

放課後子ども教室運営指針を作成するとともに、事業者によるスタッフ研修の実施や、児童虐待防止マニュアルに基づく事例検討など研修体制を整え、安心・安全な運営に努めております。

学校と市の連携につきましては、担当部署の生涯学習・スポーツ課と学校関係者と定期的な電話連絡や現地訪問による状況確認を行っており、常に連携を図りながら運営事業者を交えた意見交換も定期的に実施し、良好な関係の構築に努めております。

現場の運営上、児童数が多く、余裕教室のない小学校での事業になりますので、利用児童数が多いときの活動場所の確保を課題として捉えております。

質問④

夏休みの時期の配置人員はどのようにされたのか、もともとの配置基準についてはどのようなになっているのか、伺います。

答弁④

スタッフの配置基準につきましては、児童 10 人につき 1 人のスタッフを配置することとしております。夏休み中は、教師や保育士を目指す大学生のアルバイトを雇い入れ、対応したと事業者からは伺っております。現在、平日の利用児童数は 30 人から 40 人程度ですが、教室、校庭、体育館の 3 か所で過ごしておりますので、各箇所の子供の見守りスタッフを 2 名、電話や保護者対応のためのスタッフを教室に 1 名、計 7 名を配置しております。

質問⑤

放課後児童クラブとの役割の違いをどう整理して保護者に示しているのか、事業間の連携や情報共有はどのように行われているのか伺います。

答弁⑤

放課後児童クラブは保育であり、保護者の就労などの利用条件があること、放課後子ども教室は全児童を対象にしたもので、子供たちが安全に過ごす場所を提供する見守る事業であること、利用できる時間や曜日、利用料が異なることなどを案内しております。

また、放課後児童クラブの利用決定通知の発送時に放課後子ども教室の案内を併せて行うなど、保護者への情報提供を行っているほか、生涯学習・スポーツ課、保育課、指定管理者の社会福祉協議会、放課後子ども教室の委託事業者の4者で意見交換を行うなど、連携、情報の共有に努めております。

質問⑥

放課後子ども教室に関するアンケート実施時期や方法について伺います。

答弁⑥

放課後子ども教室に関するアンケートは、令和7年8月22日から9月5日の期間に、第六小学校及び第八小学校に通う児童とその保護者向けに実施をいたしました。依頼については、回答のしやすさ等を考慮し、保護者連絡ツール t e t o r u を活用し、248人からウェブで回答をいただいております。

質問⑦

アンケートから見えた課題についてお伺いをいたします。

答弁⑦

アンケート結果からは、放課後子ども教室の認知度が9割を超えていることや、利用満足度が高いことが把握できました。一方で、利用希望日の2週間前に予約が必要である点や、定員を超過する予約があった場合には抽せんとなり、結果次第では利用できなくなる可能性がある点について、不安を感じて利用を控える傾向が見られました。そのため、保護者からは、より気軽に利用できる放課後子ども教室を望む声があることが把握できました。

質問⑧

アンケート結果に対しての今後の予定を伺います。

答弁⑧

今後につきましては、アンケート結果を踏まえた上で、予約方法や定員制の見直しに向け、委託事業者と調整を図りながら、ニーズに即した事業運営を実施してまいりたいと考えております。

質問⑨

今後に向けた課題と改善の方向性について伺います。

答弁⑨

放課後子ども教室につきましては、保護者アンケートの結果などを踏まえますと、その必要性は高いものと捉えております。現在、第六小学校と第八小学校の2校で運営しておりますが、利用児童数が少ない状況が続いているため、予約方法と定員制について見直しを行うこととし、令和8年1月から利用予約の期限を2週間前から2日前に変更し、定員制につきましては廃止いたします。

今後につきましては、保護者がより安心して利用できる制度となるよう、放課後児童クラブとの一体化運営に向けて関係部署と調整を図ってまいります。

(2) いわゆる「朝の小1の壁」解消のための朝の子供の居場所づくりについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

小学校に上がると、保育園に預ける時間帯と登校する時間帯が変わり、保護者の負担や悩みが多いと聞きます。市がその声を聞く機会があるか伺います。

答弁①

保護者の方の御意見を伺う機会として、毎年保護者代表連絡会と市長を含めた関係部署との懇談を行っており、今年度は11月17日に開催しております。

質問者： 宮林 智美議員（公明党）

質問：不登校支援について

(1) スペシャルサポートルームについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

スペシャルサポートルームの現状について伺います。

答弁①

朝霞第六小学校のスペシャルサポートルームは、教室に入りたくも入れない児童に向け、自分の教室以外の別室登校を促す支援策として、今年度の9月より運営を開始しております。

現状の利用者数は、9月から10月までの2か月間で、延べ103人が利用しております。SSRサポーターという専任の職員を配置することにより、利用している児童は、いつもの場所にいつもの大人が温かく迎えてくれるという安心感から、落ち着いて穏やかに過ごすことができていると聞いております。

また、様々な事由により、ある特定の授業の時間は教室にいられないという悩みを抱える児童や、突発的な興奮状態からクールダウンのために利用するなど、不登校支援だけではなく、多様な背景や特性のある児童への支援策としても有効な手だてとなっております。

質問②

市内あと9か所の小学校へのスペシャルサポートルーム設置についてお考えを伺います。

答弁②

不登校で悩む児童にとってスペシャルサポートルームは、学校へ行こうという気持ちを後押しできる有効な支援策であると捉えております。市内の他の小学校への設置につきましては、全校設置をしていきたいと考えており、検討しているところでございます。

質問③

何校かの小学校でサポートルームを設置していると伺いました。SSRサポーターがいない中で、どのように運営されているのか伺います。

答弁③

不登校の児童が別室登校できる場所を自校努力で運営している学校は多くございます。運営方法は様々でございますが、児童が別室登校を希望した際は、学校管理職や授業の空いている教員が対応したり、保護者や地域のボランティアの方に御協力いただいて対応したりと、現在は献身的な関わりによって別室での児童の受入れ、学習支援を行っている状況でございます。

教育委員会といたしましては、市内の全ての小学校のスペシャルサポートルーム設置を強く推進していきたいというふうに考えております。

質問④

自校努力でスペシャルサポートルームを運営している学校に、どのように支援していくか、市の考えを伺います。

答弁④

現在、自校努力でスペシャルサポートルームを運営している学校につきましては、教員がその対応に当たる場合は、担当する授業時数のバランスに配慮したり、学校運営協議会に協力を仰いでボランティアを募るなどの対策をしたりするなど、一部の職員に業務のしわ寄せが及ぶことのないよう、持続可能な運営ができるように指示をしているところでございます。

また、今年度の朝霞第六小学校の結果を検証し、スペシャルサポートルームに専任の職員をどのように配置することが有効であるのか、現在検討を重ねているところでございます。

(2) さわやか相談室について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

令和6年度の不登校の状況とさわやか相談室の利用状況について、児童生徒、保護者の相談件数と、さわやか相談室を居場所として活用している生徒に

ついて伺います。

答弁①

令和6年度の本市における不登校児童生徒数は、小学生が198人、中学生が255人、合計453人でございます。

また、令和6年度の市内中学校のさわやか相談室の相談件数につきましては、延べ件数となりますが、合計数を御答弁申し上げます。中学生の相談件数は7,492件、中学生の保護者からの相談件数は1,077件、小学生の保護者からの相談件数は78件、小学生からの相談件数は22件ございました。

また、市内中学校のさわやか相談室を居場所として活用している生徒は、時期によっても変動があるため、今年度の2学期の平均的な月の利用者数を申し上げます。利用者が多い学校で月17人、少ない学校で月8人程度が利用している状況でございます。

質問②

スペシャルサポートルームにサポート相談員を配備していくなど、相談窓口を設置することについて、市としてのお考えを伺います。

答弁②

現在、市内の小学校では、埼玉県から配置されているスクールカウンセラーが児童や保護者からの相談に当たっているところでございます。また、それ以外に相談したいことがある場合は、学級担任や学年の教員、養護教諭や管理職など、学校の教職員が状況に応じて相談に応じているところでございます。

さわやか相談室のような相談窓口を小学校に設置することは、現状では難しい状況にございますが、学校によっては教育相談日を設定し、児童や保護者からの相談を受け付ける機会を積極的に設けるなどして相談機会の充実を図っている学校もございます。

教育委員会といたしましても、朝霞市子ども相談室が電話やメール相談などを常に受け付けていることや、埼玉県が実施しているSNS相談などの多様な相談方法があることを積極的に周知し、悩みを抱える児童、保護者への支援を引き続き行ってまいります。

質問③

さわやか相談員と教員の先生との連携は取れているか伺います。

答弁③

中学校では週1回、教育相談部会、これは教育相談に関わる教職員や管理職等がメンバーとして入りますけれども、そちらのほうが開催され、不登校やその他の支援を必要とする生徒について、校内の教職員で情報共有、支援策の

検討を行っております。その部会にはさわやか相談員も参加しており、必要に応じてさわやか相談室の現状についての報告や情報共有を図っているところでございます。

また、さわやか相談室で生徒、保護者からの相談があった際は、その支援策や対応の仕方につきましても学級担任や学年主任、管理職と情報共有しており、学校の教職員と常に連携して対応に当たっているところでございます。

質問者： 増田 ともみ議員（進政会）

質 問：学校福祉と障害福祉の共存について

（１）サポーターズカレッジの活用について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

サポーターズカレッジをどのように周知していったのか伺います。

答弁①

サポーターズカレッジの周知につきましては、今年度7月の校長会議で導入の経緯や操作方法等について周知をいたしました。その後、8月に実施されましたあさか教師塾夏季研修会におきまして、各学校の特別支援教育コーディネーターを含む全ての教職員に対して、実際の視聴方法の確認を行い、まずは特別支援学級の担任及び支援員等への活用を積極的に促すよう周知したところでございます。

さらに、11月の特別支援教育担当者研修会におきましては、参加した特別支援学級の担任が直接視聴する時間を設け、教職員向けコンテンツの紹介を行いました。

質問②

特別支援級以外の教職員への周知にはどう取り組まれるのか伺います。

答弁②

校長会等でも御案内はしているところでございますが、今後につきましては、さらに初任者研修や臨時的任用研修、校内研修等において、このサポーターズカレッジを周知してまいりたいと考えております。

全ての教職員がいつでも視聴できる環境を整え、特別支援教育への理解を深められるよう、引き続き各学校を支援してまいります。

質問③

サポーターズカレッジを活用することで、どのような効果を狙っているか伺

います。

答弁③

サポーターズカレッジは、特別支援教育に携わる全ての教職員、これは全教職員ということになりますけれども、この教職員に向けた研修機会の確保のために導入をしたところでございます。1回15分程度の動画であることや、学校や自宅など、教員個々の都合に合わせて視聴できる、こういったメリットを生かすことで、研修の機会の確保が難しい支援員や、様々なキャリア段階の教職員が主体的に研修を行うことができるものであると捉えております。

そのため、今後もサポーターズカレッジを活用する中で、特別支援教育への理解を促進し、通常の学級の教員も含めた全ての教職員の資質能力の向上を図っていきたいと考えております。

質問④

今後サポーターズカレッジをどのように活用していきたいと考えているか伺います。

答弁④

今後のサポーターズカレッジの活用につきましては、サポーターズカレッジを運営する会社からも、学校現場で求められているコンテンツを充実させたいという要望をいただいておりますので、必要に応じて教職員のニーズを伝え、コンテンツの充実を図ることで、教職員の特別支援教育への理解をさらに促進できるようにしてまいります。

質問者： 遠藤 光博議員（公明党）

質問：スポーツ振興の推進について

（１）練習場所の確保について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校体育施設開放事業の利用状況について伺います。

答弁①

学校体育施設開放事業につきましては、小中学校15校の体育施設を対象にしており、令和6年度の利用状況を申し上げますと、校庭が、29団体に対し利用回数1,777回で、1か月当たりの平均利用回数は5.1回となっております。また、体育館におきましては、115団体に対し利用回数4,076回で、1か月当たりの平均利用回数は3.0回となっております。

質問②

団体が確保できる枠を調整する調整会議がどのような状況なのか伺います。

答弁②

日程の調整につきましては、総合体育館で2か月に1回行う学校体育施設開放調整会議及び各学校で学期ごとに1回程度開催する学校開放運営委員会で、各団体間で日程の調整をした上で、利用団体を決定しております。

各学校の利用枠や団体数が異なっていることや、登録団体が増加傾向にあるため、利用を希望する枠に対して確保できる枠が少ない状況は認識しております。

質問③

予約から決定までの流れ、利便性の向上などの改善が大きい部分で、今後についての対応等を伺います。

答弁③

学校体育施設開放事業の今後につきましては、各利用団体が円滑に施設を予約できるよう、利便性の向上に向け、他市の状況も踏まえつつ各小中学校とも連携し、調整方法や予約システムの活用について、今後調査研究してまいります。

質問者： 渡部 竜二議員（あさか未来）

質 問：学校教育における用語について

（１）不登校児童生徒について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

「不」という否定の言葉がつくマイナスの状態の中に不登校が置かれている現状をどのように認識しているのでしょうか

答弁①

かつては、学校へ行かない児童生徒につきましては、登校拒否という用語が一般的に使われておりました。しかし、拒否という言葉がふさわしくないという考えに基づき、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることとして、不登校という用語を用いるようになりました。不登校という用語は、断じて子供を否定したり責めたりする言葉ではなく、あくまで文部科学省の通知や統計上、制度上の用語であると捉えております。

また、不登校とは様々な背景や要因によって結果的に生じている状態であり、

どの子にも起こり得るものとして認識しております。

質問②

朝霞市として、不登校を問題ではなく子供の選択肢の一つとして正式に位置づける考えなどがありますでしょうか。

答弁②

教育委員会といたしましては、そもそも不登校が問題であるという認識にはございません。議員のお話にもございましたが、教育機会の確保に関する法律にのっとり、現在、学校では学校復帰のみをゴールとするのではなく、子ども相談室や自宅でのオンライン授業、スペシャルサポートルームやメタバース支援、フリースクールなど、学校以外の学びの場を選択できることについて子供や保護者に対して周知を図っております。

実際に、不登校児童生徒数が増加している背景には、学校以外の学びの場を選択している児童生徒がいることが文部科学省の調査結果により示されております。一番大切なのは、悩んでいる子供や保護者の声に真摯に耳を傾け、寄り添い、できる支援を共に考えていくことでございます。このことについては、学校職員を対象とした各種会議や研修において、国や県からの通知等を基に継続して共通理解を図っているところでございます。

質問③

休み明けに自殺が増える現象について、市として学校に行かねばならないという前提の価値観が影響していると考えるかどうか伺います。

答弁③

自殺の原因、背景には多様な要因があり、一つに絞れるものではないと考えております。本市では、各学校のアンケート調査による児童生徒の実態把握とともに、長期休業終了前にはt e t o r uを活用し、保護者宛てに自殺予防のメッセージを送付しております。令和6年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要にもございますように、文部科学省において今後作成される自殺のリスクを抱えた児童生徒への対応を組織的かつ速やかに実施するためのガイドラインにのっとり、引き続き児童生徒の自殺の未然防止に取り組んでまいります。

質問④

義務教育の義務は、子供に課せられていないという法的事実について、市として広く市民に理解を施していく考えがあるかを伺います。

答弁④

義務教育の義務について市民に正しく理解をしていただくことは、子供たち

の安心と安全を守り、多様な学びを尊重する地域社会の実現につながることを考えております。学校を通した情報発信、相談体制の充実を通して、誤った認識によって子供や家庭が追いつめられることのないよう、関係各課と連携しながら丁寧に周知できるよう検討してまいります。

質問⑤

学校外で学ぶ子供を正式に尊重し、市として肯定的に扱う姿勢を大きく示す考えはありますでしょうか。

答弁⑤

欠席の続く子供たちに対する支援の出発点は、学校に戻すことではなく、学びの保障を行うことであると捉えております。また、不登校の状態にあっても、一定の条件を満たせば学校外の活動が学校の出席扱いになる通知が文部科学省から示されております。フリースクールとの連携やオンライン学習、メタバースの活用など、引き続き多様な学びの場を提供するとともに、誰一人取り残さない教育を推進してまいります。

質問⑥

大人社会のこうあるべきが子供を追い詰めている現実を、教育行政としてはどのように分析し、そういう雰囲気はどう変えていくか、考えをお伺いいたします。

答弁⑥

現在、次期学習指導要領の改訂に向けた議論がなされている中で、多様な学びの保障、個別最適な学び、協働的な学びなど、中央教育審議会の論点整理にもあるように、一人一人の子供に合わせて教育環境を柔軟に変えていくべきであるという方向性が示されてきていると捉えております。本市では、これからの予測不可能な社会を生きる子供たちに、A Iには対応できない課題解決能力を身につけられるよう、子供たちの自由な探求心を大切にした新時代の教育を推進してまいります。

質問者： 飯倉 一樹議員（あさか未来）

質 問：ひとりひとりに寄り添ったサポートの在り方について

（１）吃音への対応の進捗と今後の進展について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

実際に吃音と向き合っているお子さんの数を、今どれくらい把握

されているのか伺います。

答弁①

吃音のある学齢期の子供につきましては、自覚症状がない子供も含めると、人口の１％程度いると言われておりますが、教育委員会として吃音のある子供の数を正確に把握することはしておりません。しかしながら、近年の難聴・言語障害通級指導教室におきまして、吃音に係る相談件数は、令和５年度が８人、令和６年度が５人、令和７年度が１１月３０日現在で７人となっており、吃音で悩む子供や保護者が一定数いるものと捉えております。

質問②

教育委員会や学校側のほうで、吃音がある子供たちに対してこういった向き合い方をしていくか、取組について進捗を伺います。

答弁②

吃音に該当する児童生徒の在籍有無にかかわらず、市内の小中学生、保護者に対しまして、吃音に関する内容が盛り込まれた難聴・言語障害通級指導教室の案内を６月と９月に配信させていただいたところでございます。また、あさか教師塾夏季研修会では、難聴・言語障害通級指導教室担当教員を講師とし、吃音への理解や吃音がある子供への対応につきまして、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級の担任等を対象とする研修を実施いたしました。

質問③

吃音の状況にある子供が教室にいた場合こういった対応をされているのか伺います。

答弁③

各学校で、言葉を発することに特性がある児童生徒が教室にいる場合や、その保護者から相談を受けた場合には、まずは当時者の気持ちに寄り添うことを大切にしております。担任や特別支援教育コーディネーター等が連携し、学級全体で言葉の多様性について理解を深める機会をつくることや、児童生徒本人が安心して話せる方法や場面を一緒に考えることなど、本人の思いを尊重した支援を進めております。また、必要に応じて難聴・言語障害通級指導教室を紹介するなどし、適切な支援につながるよう対応しているところでございます。

今後につきましては、教職員の理解をさらに深められるよう、研修機会の確保を行ってまいります。

質問④

音読であったり合唱といった場面において、合理的な配慮はどういった形でされているのか、状況について伺います。

答弁④

教育委員会といたしましては、言葉を発しにくい特性のある児童生徒が特別な支援や配慮を希望する場合には、合理的配慮は行うべきものと認識しております。各学校におきましては、子供たちや保護者からの求めに応じ、例えば余裕を持った発表時間の設定や記述内容による評価の導入など、当事者やその保護者と相談を重ねながら、可能な限りの合理的な配慮を行っているところでございます。

質問⑤

子供たちが吃音と向き合う中で、タブレット、VR機器を使ってこういった状況をトレーニングすることが試験的に行われています。朝霞市においてはこういったものの導入について何か検討されているか伺います。

答弁⑤

市内の通級指導教室では、学校や学年が異なる吃音がある児童同士が交流できるようにするために、タブレット端末を活用しながら、吃音のグループ学習の準備等を行っております。タブレットを活用した吃音支援、VR機器を活用したトレーニングにつきましても、学校現場における活用状況について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

(2) カラーユニバーサルデザイン普及の進展について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

色覚チョークについて、この1年間で何か進捗があればお伺いをします。

答弁①

現在、市内全ての小中学校におきまして色覚チョークを導入し、必要に応じて授業で使用しております。教育委員会といたしましては、引き続き子供たちの特性や実態を踏まえつつ、色覚特性のある児童生徒の学習が保障されるよう支援してまいります。

質問②

子供たちが学校の先生含めて相談しやすい環境を確保していることが大事だと思いますが、市としての見解を伺います。

答弁②

市内の小中学校では、日頃より学級担任を中心に、全ての教職員が一人一人の児童生徒に寄り添い、困り事に気づくことができるようにしております。また、個人面談や教育相談等の機会を複数回設け、児童生徒、保護者からの相談

を受けやすくしております。なかなか直接話がしにくい場面では、アンケート調査等も実施しているところがございます。さらに、教員以外でも、スクールカウンセラーやさわやか相談員などにも相談ができるような体制をつくっております。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質 問：共に学び、育つー平和な社会を次世代へどうつなげるかについて

（１）学校教育・施設の現状と今後 入試制度の動向と学習支援について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

長寿命化の改修、大規模改修工事の概算の経費。今後、非常な負担になるだろうなということも含めて、考え方を伺います。

また、入試制度の動向と学習支援に関して、今後の状況を伺います。

答弁①

現在策定しております朝霞市学校施設長寿命化計画（第２期）では、学校施設の改築、改修等の施設整備や維持管理に係る予算の平準化と、求められる機能の確保を考慮した具体的な実施計画として、改築や長寿命化改修、大規模改修を行う学校の優先順位などを位置づけております。

改築に位置づけている学校につきましては、築年数が60年を超える建物を保有する学校などを対象としております。理由といたしましては、仮に長寿命化改修を行った場合でも、すぐに鉄筋コンクリート造の耐用年数である築80年を迎えることとなり、工事費用が増大することが挙げられます。

次に、入試制度の動向につきましては、現在の中学2年生が受験する埼玉県公立高等学校入学者選抜から自己評価資料の提出が求められるようになり、これまでの活動を自らの言葉で表現したものを作成していくこととなっております。

また、面接を全ての受験生に実施し、主体的・協働的な学びの力や、自らの人生や社会の未来を切り開く力などを問うこととなっており、ペーパーテスト以外の学力以外の力もはかるように変わる予定でございます。

次に、学習支援につきましては、児童・生徒一人一人の学びの特性や発達段階を踏まえ、多様な学習スタイルに応じられる柔軟な教育環境を確保することが重要であると考えております。

朝霞市では、新時代の学校教育を念頭に、教え込み型教育や成果主義からの

脱却を図るべく、学びを子供に委ねる教育を推進しております。そのため、児童・生徒一人一人のよさや可能性を大切にし、主体的に学びを深められるよう授業改善を進めるとともに、産学官民が連携し、ＩＣＴ機器や図書館などの公共施設や、民間企業といった地域資源の活用を通して学びの意欲を高め、探求的な学習を進められるよう各学校を支援してまいります。

質問②

主体的はほったらかしにもなりかねない。指導は必要だと思うのですが、その点に関してどういう考え方をしているか伺います。

答弁②

主体的にという言葉でございませけれども、子供たちが学びに向かう、自ら関心、意欲を持ちまして学びに向かうということを非常に重要視しております。子供たちの注意喚起、非常に様々でございませるので、当然発達段階に応じて教員のほうが適切なアドバイスをする中で、子供たちは主体的に学び、さらに力をつけていくというふうに考えております。

（２）学校給食無償化の動向と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校給食費が無償になる動きが急速に強まり、今にも始まるかと思ったら延期になる中で、結局今どのような状況なのか、無償化の中身を伺います。

答弁①

現在、国におきまして、自民、公明、維新の３党合意を受けまして、令和８年４月から実施を目指す小学校の学校給食無償化について、公立小学校を対象とし、保護者の所得にかかわらず一律で支援する案を軸に、検討を行っているとの報道がございませ。

また、その際の支援の基準額につきましては、令和４年の実態調査を踏まえ、全国の給食費の当時の平均月額である４,７００円程度を基に設定するという報道がありました。また、後に、国がその２分の１、都道府県が２分の１を負担するというような情報もございました。ただ、これらは全て、私どもも報道でしか把握しておりませんで、いまだに国からは具体的な内容は示されておられません。

一方で、本市の小学校給食費、現行の給食費は月額６,０００円でございます。これは、近年の原材料費の高騰の中でも献立の質と量を確保するため、昨年１０月に学校給食運営審議会や保護者の皆様の御意見を踏まえながら改定した

ものでございます。

国が給食無償化を示した上で実施するということであれば、必要な額は全額国が負担すべきものと考えておりますが、この仮の基準額 4,700 円とすれば、本市の給食費との差額 1,300 円、これを確保することが、これまでと同等の質量の給食を子供たちに提供し続ける上で必要不可欠であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も国や県の動向を注視するとともに、市長部局と連携しながら、引き続き対応について検討してまいります。

質問②

中学校の学校給食費が幾らで今後どうなるのかに関して伺います。

答弁②

現在の本市の給食費でございますけれども、小学校が 6,000 円、中学校は 6,800 円でございます。

今後につきましては、現在のところ、詳細な内容について国等から正式な通知はございませんので、現時点では未定でございます。引き続き、国や県の動向を注視しながら、対応について検討してまいりたいと思っております。

（３）膝折宿、内間木村関連資料の収集状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

本陣の跡であった郵便局が閉鎖されてしまい、それに絡んでの様々な資料がどういう状況にあるのか伺います。

内間木村に関する市史をどう保存していくのか、その点の状況、今後の考え方を伺います。

答弁①

膝折宿関連資料につきましては、膝折村名主を務め、本陣と問屋場を兼ねた旧家に伝わる古文書として、市指定有形文化財「牛山家文書」がございます。市史編さん時の調査過程で確認された古文書を文化財指定したのですが、これに加えて、未確認の資料があることが昨年秋に判明いたしました。そのため、所有者の理解と協力の下、現在、博物館において資料を借用し、全容把握に努めるとともに、資料の分類及び調査を進めているところでございます。

また、旧内間木村関連資料につきましては、内間木村を構成していた上内間木、下内間木、浜崎、宮戸、田島に関連する資料の一部として、キジ等を博物館で収蔵しており、代表的なものとして「元禄七年秣場争論裁許絵図」があります。

しかしながら、旧内間木村関連資料につきましては、市史編さん時の調査以降におきましても全容が明らかになっておりません。今後におきましては、膝折宿、旧内間木村ともに関連資料の所在について情報収集していくとともに、所有者の理解と協力を得ながら資料収集に努めてまいります。

質問者： 本田 麻希子議員（立憲・歩みの会）

質問：インクルーシブな地域づくりについて

（１）障害者の教育機会と余暇活動について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

インクルーシブ教育の進捗をどのような指標で確認するのか伺います。

答弁①

インクルーシブ教育は、共生社会を実現していくために不可欠なものでございます。その推進には、教職員の専門性の向上を図りながら、多様な学びの場を充実させ、個別最適な学びを実現していくことが重要であると捉えております。

また、障害のある児童・生徒への教育のほか、個々の違いや特性を認識し尊重しながら、全ての人が生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指すことが、朝霞市の未来にとっても重要であると捉えております。

教育委員会といたしましては、数値的な指標を示すことにつきましては検討しておりませんが、支援籍学習の回数や交流及び共同学習等の現状を把握しながら、インクルーシブ教育を引き続き推進してまいります。

質問②

朝霞市教育行政施策評価報告書のように質的な評価を出すことを検討されているか伺います。

答弁②

施策評価会議のほうでは、複数回にわたって学校の現状を伝えながら、具体的に、時には温かいお言葉を交えて、指標をいただいているところでございます。私どもといたしましても、そういった文言を、いただいたお言葉を大切にしながら、各学校に還元していき、このインクルーシブ教育の推進を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

質問③

特別支援教育の専門性を持った教員を増やす取組が必要と思いますが、認識

を伺います。

答弁③

指標につきましては、例えば埼玉県の特例支援教育推進計画のほうには、特別支援の学級における特別支援学校教諭免許状保有率等も出ているところではございます。

また、免許法の認定講習につきましては、希望している教員につきましては、できるだけたくさん参加していただけるように促しているところではございますけれども、県のほうでもある程度一定の上限がございまして、なかなか現時点では、希望者全員が参加するということが難しい実態もございますので、指標としてはなかなか厳しいのかなというふうには考えております。

質問④

巡回指導の活用、あるいは支援会議の実施回数も成果指標に加えて、教育と福祉の連携を具体的に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁④

教育委員会といたしましては、インクルーシブ教育を進めていくためには、現在行っている保健、福祉との連携をさらに強化していくことが重要であると捉えております。

配慮の必要な子供たちへの切れ目のない支援を実現するために、保護者の考えや、保育園、幼稚園等で行ってきた支援を学校に引き継いだり、保健師や心理士からの専門的な助言を受ける機会を設け、適切なサポートにつなげたりする必要があると考えております。

なお、現在は教育委員会独自で発達相談や発達検査の窓口を設置しておりますけれども、今後は関係各課との連携を強化し、市全体としての相談体制を整備していくことが大切であると考えております。

質問⑤

障害者の生涯学習やスポーツ分野での活動ができる状況か伺います。

答弁⑤

障害を持つ方がスポーツを楽しめる場や機会の提供といたしましては、市民スポーツ教室のボッチャ教室、ビームライフル、ビームピストル、スポーツ射撃大会などに御参加いただいております。また、ロードレース大会等でも、特別支援学級の生徒も参加いただいているような、そういった状況はございます。

質問⑥

朝霞市の博物館で、障害者が展示を楽しめる工夫とか、生涯学習の機会と

してのプログラム実施をしているのかどうか、伺います。

答弁⑥

博物館では入り口から展示室まで段差がなく、車椅子等でも見学が可能となっております。施設自体はそういった対応が可能かというふうに考えております。

また、利用状況としましては、博学連携事業などで、障害を持つ児童・生徒の皆さん、また障害者団体の方にも来場いただきまして、幅広く御利用いただいております。

そういった医療的な障害を持った方の事業といたしましては、例えば知的好奇心等を刺激するための３Ｄ土器パズルの組立て体験など、そういったこともできるのではないのかなというふうには考えておりますので、今後そういった取組ができないか、調査研究をしていきたいなというふうには思っております。

答弁⑥-２

現在作成中の第３期の教育振興基本計画には、議員御指摘の障害をお持ちの方の生涯学習という項目について、新たに加えてございます。

実は、文科省の方が市のほうにおいてになって、御講演いただいたことがあるのですね。この中で、障害を持っている方が生涯にわたって学んだり、運動をやる機会を得るといったことの重要性について御指摘いただきましたので、今回は基本目標の７「生涯にわたる学びの推進」の施策の２、学習情報の提供及び学習機会の充実というところで、その（ウ）の中に多様な学びの充実ということで、障害をお持ちの方に今後、生涯にわたって学びの場を提供するといったことを入れ込んでございますので、これは今後、本市としても教育振興基本計画に位置づけましたので、重要と捉えて取り組んでまいりたいと思っております。

（２）国・県の機関との連携について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

県リハの障害者の運動・スポーツ指導のノウハウを持った職員から研修を受けて、市の体育施設に取り組むことは考えていないか伺います。

答弁①

スポーツ施設を管理運営しております指定管理者と連携をしまして、障害者が参加できる事業の実施や、埼玉県リハビリテーションセンターからの職員派遣の活用については、今後考えていきたいと思っております。

質 問：学校施設の改築・改修について

(1) 第2期学校施設長寿命化計画の策定について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

第2期学校施設長寿命化計画で、どのような基準で実施する工事を決めたのか、実施する学校施設の優先順位をどう決めたのか、考え方を伺います。

答弁①

計画における改築等の考え方につきましては、まず、改築の学校につきましては、構造体の強度等による判定及び築年数が60年を超える建物を保有している学校を対象とし、各学校の建物の築年数や建物の劣化状況等の健全度の評価により、優先順位を決定しております。具体的には、朝霞第二中学校、朝霞第二小学校、朝霞第一小学校、朝霞第三小学校の順で、改築事業を予定しているところでございます。

質問②

二中の改築が最も優先度が高いと思うのですが、三中の大規模改修のほうが先になっている判断についてどのような理由があったのか伺います。

答弁②

朝霞第三中学校のほうが今、長寿命化改修の対象になっているところでございますが、こちらは建物の劣化状況等の健全度の評価及び各学校の建物の築年数による評価を総合して優先順位を決定しており、朝霞第三中学校、朝霞第四中学校、朝霞第七小学校、朝霞第八小学校の順での実施を予定しているところでございます。

事業の着手時期でございますが、朝霞第二中学校の改築に当たりましては、必要な機能の整理や学校敷地に関連する法規制など、改築に係る諸条件を整理する必要があり、その期間を要することから、着手時期についてはこのように決定していたところでございます。

質問③

エレベーターがない学校があり、バリアフリーの観点から、改修・改築の順位を検討したのかを、学校施設のバリアフリーの進め方とともに伺います。

答弁③

実際に長寿命化改修工事を行う際には、乗用エレベーターの設置や段差解消など、埼玉県福祉のまちづくり条例に即した整備を行うところでございますが、計画における優先度の決定には、現在のバリアフリーの整備状況等は考慮

していないところでございます。

質問④

学校のプールの改築・改修は計画に入っているのか。学校プールの在り方も含めて伺います。

答弁④

学校施設におけるプールは、施設の老朽化や維持管理業務への教職員の負担軽減を目的に、小・中学校の水泳授業を市民プールや民間プールなどの学校以外のプール施設を活用して実施するなど、多くの自治体において様々な取組が実施されているところでございます。

今後、先行の実例や効果検証結果などを参考にしながら、本市の実情や課題に対応した学校プールの在り方を総合的に検討した上で、改築時の対応を決定してまいりたいと考えております。なお、計画における改築や改修のコスト試算では、プールの改築を見込んだものとしております。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）

質問：教育にかかる市以外の負担について

（１）服装規定に係る経費について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

柔道着など、以前１回廃止したのにまた復活しているのですが、何か強制のようなことがあったのか伺います。

答弁①

中学校の体育で実施されている柔道に必要な柔道着の件でございますけれども、柔道着の準備につきましては、各学校とも必ずしも新しいものを購入しなければならないというものではございません。例えば、知人に譲ってもらったり、兄弟で共有したりと、各家庭の実情に合わせて個別に用意をお願いしているところでございます。また、保護者が購入をせず、ジャージの状態で、礼儀作法を含む基本動作や受け身の練習などを中心に、柔道の授業を行った学校もございます。

現行の学習指導要領の中で、柔道や剣道、相撲等を選択する中で授業を実施している部分がございますので、復活というよりは、年間指導計画の中で種目の変更があった可能性はあるのですが、以前から実施はされております。

柔道着が復活というよりも、もともと柔道の授業の中では、柔道着で行うこ

とで、教科書に指定されている例えば技だったり、動作だったりということがございますので、そういった意味では柔道着を使用していることは以前からございます。

質問②

学校生活の中で制服、体操着、ジャージであれば、例えば掃除のときとか給食配膳のときとか、どれを着てもいいのではないのですか。

答弁②

各中学校では、生徒に対して制服の下に体操着を着用することは強制しておらず、生徒個人の判断に委ねており、学校生活を送っているところでございます。

質問③

中学校で清掃活動というのは制服で行ってはいけないのですか。

答弁③

各中学校では、生徒は一般的には体操着またはジャージに着替えて、清掃活動は行っております。これは、清掃活動の特性を鑑み、やはり汚れてはいけないということもございまして、実際には午前、多くの中学校で今お昼時間に清掃している学校が多いかなと思うのですけれども、午前中に体育の授業やその他活動でジャージに着替える状態になっていることが多いため、そのまま円滑に清掃活動に入るということも事由にあるかなというふうに思っております。

また、体操着やジャージへの着替えを、何というのですか、こちらから強制するものではございませんけれども、せっかくクリーニングできれいになった制服をまた汚してはいけないなということで、私自身も担任をしていたときには、子供たちには細心の注意を払って清掃するような形で指示をしていた経緯はございます。

(2) 学校経費の抑制にかかるPTA負担について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

令和7年度予算で学校の運営経費が削られたのですが、その内容について伺います。

答弁①

令和7年度予算編成は、枠配分予算でございました。学校教育部は、令和6年度比で6,975万6,000円の増額となっております。しかしながら、通常経費でクラウドの利用料、校務支援システムなど1億2,000万円の経費増とな

っており、約 5,000 万円程度の経費削減が必要となりました。

削減項目の選択に当たっては、委託料の使用見直しなども考えましたが、学校生活への影響が大きいと考え、比較的予算の融通がしやすい消耗品費を中心に予算の減額を行い、指定された枠の中で予算を収めたところでございます。

質問②

P T A がだんだん学校に物質的援助しなければいけなくなり始めていることに関して認識はされているのか伺います。

答弁②

保護者の費用負担が増えているかというお話だったかと思います。

これまでも、学校におきましては、児童・生徒が自分用に使用するものにつきましては、保護者負担で購入していただいているところでございます。今年度につきましては、消耗品の減額のため、画用紙や半紙など一部保護者に負担を求めていることは、学校から伺っているところでございます。

質問③

学校現場で子供や保護者に負担が転嫁されることに関してどう認識されているのかお、来年に向けてどうするのか伺います。

答弁③

原則は、学校教育における必要な経費は行政が負担するべきものと考えております。

しかしながら、保護者に求める費用負担の状況や予算の執行状況につきましては、学校ごとに異なる部分がございます。一律な状況とはなってございません。そのため、今後は真に必要な予算の金額について、各校と連携しつつ丁寧に見極めていきたいと考えております。

質 問：子どもの人権の課題について

(1) 市立学校の教員性加害事件の対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

被害を受けた方が学校以外に相談する場合の対応について、この指針を使ってどういうふうに処理するのか、伺います。

答弁①

現在、朝霞市教育委員会の附属機関である朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会におきまして、性暴力の未然防止や早期発見・早期対応に係る指針の作成を進めているところでございます。今、議員からお話しい

ただいたものでございます。

被害を受けた児童・生徒、保護者が教育委員会へ相談に来られた場合につきましては、被害児童・生徒の安全確保を最優先に、被害児童・生徒の心理的安全性に十分配慮しながら聞き取りを行うとともに、警察への通告が必要であると判断される場合は、速やかに警察へ連絡するなど、指針で示している学校が行うべき手順に沿って対応を進めてまいります。

また、事案の状況にもよりますが、被害を受けた児童・生徒の安全を第一に考え、警察等の関係機関とも連携を図りながら、学校への連絡や教職員間の情報共有の仕方について指示を出すなど、慎重かつ丁寧に対応してまいります。

質問②

カウンセラーとしての資格として、性暴力まで本当に向き合える資格なのか、そういう場合の専門性の高いカウンセラーの確保が可能なのかどうか。ケアについてどう考え、どういうふうなことを想定しているのか伺います。

答弁②

スクールカウンセラーにつきましてですけれども、埼玉県から配置されているスクールカウンセラーは、こちらの資格のある方でございますが、市内の中学校では週1回もしくは隔週での勤務、小学校では月1回程度の勤務となっているところが実態でございます。ただ、申請によりましては、この回数を増やしたりとか、ほかの学校との訪問時期をずらしていただいたりというような相談はできるところでございます。

性被害等の事案から緊急支援が必要となった場合には、埼玉県教育委員会の規定により、市内に配置されているスクールカウンセラーを臨時的に当該校へ配置する、その対応が難しい場合は、教育事務所に配置されているスクールカウンセラーを緊急要請するという対応が定められているところでございます。

しかし、そのスクールカウンセラーは、あくまでも応急処置として臨時で対応に当たるスクールカウンセラーとなるため、その後も同じスクールカウンセラーが定期的に被害児童・生徒の相談やメンタルケアに当たることは、なかなか実態としては難しいところがございます。

したがって、本市におきましては、朝霞市子ども相談室に配置している公認心理師等の資格を有した教育相談員が、ふだんから当該校へ配置されているスクールカウンセラーと連携を取りながら、メンタルケアなどの定期的な相談、カウンセリング業務に当たる体制を取るのが望ましいと考えております。

したがって、有資格者でございますので、またその専門性につきましては研修等も進めているところでございますので、その中で対応していきたいと

考えております。

質問③

事件の背景に起きた教師の権力的な支配の関係への介入に関して、教育委員会としてどのようなことを考えているのか伺います。

答弁③

まず、本市につきましては、過去に起きた、令和5年度に起きた性加害、こちらを基に、二度とこういったことが起きない形で指針のほうの作成を進めているところは、まずお話をさせていただければと思います。

本市で起こった、今、議員からもありました事件につきましても、部活動における行き過ぎた指導や、教職員間でも、いわゆる上下関係が生じていた可能性もございます。一部の教師に対して意見が言いにくい構造ができてしまっていたということも、問題の背景にあったと捉えているところでございます。

指針におきましては、その点を十分考慮し、一部の教師が特別視されたり、教師と生徒が従属的な関係性となってしまったりすることがないように、適切な関係を保持することが肝腎であると指摘されております。そのためにも、管理職による部活動の定期的な巡回や校内研修、倫理確立委員会を活用した教職員のセルフチェック、また、その研修会の在り方について、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の指導、助言をこちらから仰ぐなどの方策を取ることで、小さな異変を見逃さず、誤りを正すことのできる組織づくりをしっかりと行ってまいります。

質問④

特別な関係が起きている空間ができたなら、介入してそこに体罰とか性暴力がなくなっていくことを確認するということで間違いないか伺います。

答弁④

今回、指針をつくるに当たりまして、発生した事件を基に様々な面から検討を重ねました。その中で、今、議員御指摘のように、もっと前に介入できる時期があったということは、我々は本当に反省をしているところでございます。

そういう意味では、今後やはりそういった子供たちの関係の中で、従属的な関係になるといったことがないように、あるいは体罰や行き過ぎた指導がないようにということは、これは従前よりも一段と目を光らせて対応してまいります。

ただ、一方で、子供と教員の間というのは、ドライな関係でだけではなくて、やはり大事な心のつながりというものもあると思います。そういう意味では、全てをドライに断ち切って、一切関係ないのだというのではなくて、信頼関係

をつくった中で子供と教師と一緒に学んでいくという仕組みづくりをしていくことが必要だと思っています。

質問者： 陶山 憲雅議員（進政会）

質 問：朝霞市内小中学校における現況、諸問題について

（１）いじめ等諸問題の現況、件数について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

いじめ等諸問題の現況、件数について伺います。

答弁①

ここ５年間のいじめ認知件数は、小学校は令和２年度５２件、令和３年度６９件、令和４年度８２件、令和５年度１０２件、令和６年度１１６件、中学校につきましては、令和２年度１５件、令和３年度１８件、令和４年度２８件、令和５年度３６件、令和６年度４９件となっております。小学校、中学校ともにいじめの認知件数は増加している状況でございます。

認知件数の増加の背景といたしましては、いじめを早期に把握しようという積極的認知の考え方が広く浸透してきたことや、アンケートや教育相談をこれまで以上に丁寧に行うことで、児童生徒の小さな変化やサインをつかみやすくなったことがあると捉えております。

その他諸問題の件数につきましては、例えばここ５年間の暴力行為の件数は、小学校が令和２年度１３件、令和３年度２８件、令和４年度３５件、令和５年度１４件、令和６年度１７件、中学校におきましては、令和２年度２２件、令和３年度１５件、令和４年度７件、令和５年度５件、令和６年度１３件となっております。小学校、中学校ともに暴力行為の件数は増減を繰り返しております。

今後も暴力行為の未然防止に向けまして、生徒指導提要における暴力行為防止の考え方に沿って、丁寧に生徒指導に取り組んでまいります。

（２）薬物等使用者の有無、件数について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

薬物等使用者の有無、件数について伺います。

答弁①

本市の児童生徒におきまして、違法薬物、大麻やドラッグ使用についての

報告はございません。それ以外の過剰摂取等につきましては、個別具体的な事案となりますのでお答えを差し控えさせていただきます。しかしながら、児童生徒の薬物等使用について報告があった場合には、警察など関係諸機関と迅速に連携し、適切に対応してまいります。

(3) 啓発、対策、対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

いじめや薬物の啓発、対策、対応について伺います。

答弁①

いじめ等の諸問題についてでございますが、朝霞市では毎年10月、11月をいじめ防止月間とし、各学校でいじめの未然防止に向けた取組を実施しております。具体的には、児童生徒のアンケートや面談を実施したり、校長によるいじめ防止に向けた講話などを行ったりしております。これらの取組は、いじめ防止月間以外でも計画的に実施されております。

また、非行に関しましては、全ての小中学校で非行防止教室を実施しております。さらに、埼玉県警察とも連携し、ネットトラブルや暴力行為、闇バイトなど、児童生徒の発達段階に応じて指導をしております。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き関係機関と協力しながら、非行防止に関する啓発活動を進めてまいります。

次に、薬物乱用防止に関しましては、現在、小学校6年生の保健と中学校2年生の保健体育の授業で学習をしております。また、授業以外でも、全ての小中学校で毎年薬物乱用防止教室を実施しております。朝霞警察とも連携し、薬物の危険性や誘われた際の断り方などについて継続的に指導をしております。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き薬物乱用防止に関する保健教育を適切に進めるとともに、養護教諭研究協議会の中で国や県から発出される薬物に関する最新の情報を共有し、啓発活動の支援を行ってまいります。また、万が一児童生徒の薬物乱用について報告があった場合には、警察など関係諸機関と迅速に連携し、適切に対応いたします。

質問②

いじめの課題については、どのように認識されているか伺います。

答弁②

いじめ防止対策推進法では、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたらいじめと定義されております。そのため、加害側にいじめの認識が

薄いことが多く、被害側との認識の差が課題となっております。

また、いじめの解決に向けて進めていく中で、当人同士では解決に至っても、保護者の感情的なわだかまりにより、解決が困難になるケースも課題となっているところでございます。

質問③

暴力行為に対する対応についてはどのようにされているか伺います。

答弁③

暴力行為が発生した場合の対応につきましては、生徒指導提要にのっとり、速やかに事実確認を行い、被害者の安全確保と加害者への指導、支援を両立させる対応をしております。学校だけでは対応が困難なケースにつきましては、警察などの関係機関と連携し、対応をしております。

質問④

いじめ、暴力行為、薬物乱用の防止強化の方針を伺います。

答弁④

いじめや暴力行為などの問題行動につきましては、各校に設置されております生徒指導部、これは生徒指導担当教員や養護教諭や教育相談担当の教員等で構成される組織でございますが、そちらで対応について情報共有、検討するとともに、朝霞市のいじめの防止等のための基本的な方針を基に、各校が策定するいじめ防止基本方針について見直しを図り、全校で共有しております。例えば、SNSトラブルによるいじめが課題であった場合には、非行防止教室の内容をSNSトラブルにするなど、各校の実態に応じた対応を行っております。

学校で行われる非行防止教室では、いじめ、暴力行為、薬物乱用の防止について、警察、保健所などの関係機関と連携して全校で実施しております。また、薬物乱用防止につきましては、保健教育を適切に進めるとともに、先ほどの答弁と重なりますが、養護教諭研究協議会等の中で国や県から発出される薬物に関する最新の情報を共有し、またそれを全校で共有しまして乱用防止の強化を図るとともに、啓発活動を行っております。

質問⑤

いじめの早期発見について伺います。

答弁⑤

いじめの早期発見のためには、教職員による日常的な観察と児童生徒の関係性を把握することが重要であると捉えております。朝霞市では、いじめ防止月間に行う心と生活アンケートによって、いじめの早期発見に関わる質問項目を丁寧に読み取り、面談につなげております。ほかにも、各学校において定期的

なアンケート調査を実施し、いじめの見逃しゼロにつなげております。さらに、多様な相談先を子供に直接周知することで、相談の窓口を広げているところがございます。

質問⑥

いじめの対応につきまして、学校間での差はあるのか伺います。

答弁⑥

いじめの対応につきましては、学校間で大きな差はございません。各校におきましては、朝霞市で定めたいじめ防止等のための基本的な方針に従って、自校のいじめ防止基本方針を策定し、方針に基づいて対応しております。しかしながら、学校の実態に応じて対応の仕方を各校で工夫しているところがございますため、そういった意味では違いが生じる部分もございます。

質問⑦

いじめ等の対応につきまして、教員の先生方の負担や、またその支援、フォロー体制を伺います。

答弁⑦

いじめ等の対応につきましては、いじめを早期に把握しようという積極的認知の考え方が学校現場に広く浸透してきたことにより、認知件数が増加している状況でございます。これに伴い、教員が行う確認作業や児童生徒への聞き取りなどの機会も増え、結果として教員の負担感が高まっていることが想定されます。また、保護者との連携や説明に当たっては丁寧な対応が求められ、事案の内容によっては解決までに一定の時間を要することもございます。そのため、学校では個人で抱え込むことのないよう、組織として対応する体制を整え、教員一人一人の負担軽減を図っているところでございます。

また、教育委員会では、毎月の報告を踏まえ、必要に応じて助言や支援を行うほか、学校だけでは対応が難しい案件につきましては、早期に学校と情報を共有しながら、解決に向けた支援を丁寧に行っております。

質問⑧

いじめや非行の防止について、家庭、地域との連携を伺います。

答弁⑧

学校で行われる非行防止教室では、薬物乱用防止、窃盗、暴力行為、いじめ、ネットトラブル、自殺予防などを主なテーマに実施しております。非行防止教室は、内容を保護者に周知するだけでなく、学校公開日等を開催することにより、保護者や地域の方が児童生徒と一緒に参加できる機会を提供している学校もございます。このほかにも、民生委員さんや児童委員さん、保護司の

方々と連携を深めながら、地域総がかりで子供を育む環境づくりに努めております。

質問⑨

SNSトラブルの防止についての方針を伺います。

答弁⑨

SNSトラブルの防止につきましては、市として情報モラル教育の実施、児童生徒が主体的にルールをつくる取組の推進、さらに埼玉県教育委員会から発信される定期的なネットトラブル注意報といった情報などの周知を通しまして、学校全体で取り組んでおります。

小中学校では、それぞれの発達段階に応じて、インターネット上のマナーや著作権や肖像権などの権利について学ぶとともに、情報モラルへの適切な態度を育成する授業を行っております。また、各校で児童生徒自身によるネット利用ルールづくりを行い、自らが守るべきルールを自分たちで定めることで、SNSを含むネット上のトラブルの防止につながっているところでございます。

質問者： 石川 啓子議員（無所属）

質 問：新型コロナウイルス、物価高騰による市民生活への影響について

（１）取組の状況と今後について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

就学援助金について、国の動きはどのような状況なのか伺います。

答弁①

国による要保護児童生徒援助費補助金の来年度に向けた動向につきましては、今議員がお話しされました、本年８月に示されました令和８年度予算概算要求以降、特に通知等はございません。

本市といたしましては、概算要求によって示された内容に基づき、来年度に向けて予算要求を行うとともに、国などの動向につきまして注視してまいります。

質問②

就学援助制度の周知についてはどのように行っているのか伺います。

答弁②

就学援助の周知につきましては、学校を通じて就学援助制度の御案内の配布や保護者連絡ツールによる周知を実施しておりますほか、新入学世帯につき

ましても、就学時健診の通知並びに 12 月に送付予定の入学通知書への同封や、各小中学校で開催予定の入学説明会におきまして御案内を配布するなど、本制度を必要とする御家庭への周知が漏れることがないように、年度を通じて周知に努めているところでございます。

質問③

入学準備貸付金や、奨学金制度の令和 6 年度の利用状況について伺います。

答弁③

入学準備金及び奨学金の令和 6 年度における実績につきまして御答弁申し上げます。

まず、入学準備金貸付制度は、大学等が 9 件、私立高校が 4 件、小中学校が 10 件で、計 23 件につきまして 861 万 9,000 円の貸付けを実施いたしました。

次に、奨学金貸付制度につきましては、大学 6 件、高等学校 1 件で計 7 件につきまして、156 万円の貸付実績となっております。

質問④

有利子の奨学金を返済している方への支援としての補助制度を考えていただけないか伺います。

答弁④

利子の補助、いわゆる利子の補給制度の導入につきましては、長期的に安定した財源の確保が必要となるほか、金利の有無や利率の違いなど奨学金にも多様な種類があることから、どこまでを支援対象とするかなど、公平性の課題が生じるところでございます。

本市では、既に無利子の奨学金貸付制度を実施しており、利子負担を生じさせない制度を整えております。このことから、現時点では新たに利子補給制度を導入することは考えてはおりません。現行制度の周知に努めるとともに、他市町村自治体の動向、事例を研究、注視してまいりたいと考えております。

質問⑤

学校給食費が 10 月から値上げということで、この間の経緯や、市の対応、保護者への周知はどのように行われたのか伺います。

答弁⑤

学校給食費につきましては、近年の物価高騰の影響により食材費等の価格が値上がりしたことから、令和 7 年 10 月から小学校 1,300 円、中学校 1,500 円の改定を行ったところでございます。

改定の経緯といたしましては、令和 7 年 2 月に保護者アンケートを行ったところ、約 9 割の保護者から給食費の値上げはやむを得ないとの回答があった

ことから、学校給食運営審議会の答申を受け、教育委員会定例会や庁議等で審議を行い、決定したものでございます。

また、保護者負担軽減につきましては、今回の改定幅が大きく、物価高騰で苦しい状況にある保護者の方もいらっしゃることから、改定額の半額に当たる小学校 650 円、中学校 750 円を支援し、改定前から実施している 500 円の補助と合わせて小学校 1,150 円、中学校 1,250 円の支援を令和 8 年 3 月まで実施するものでございます。

また、保護者負担軽減に関する保護者への周知につきましては、令和 7 年 4 月 18 日に、保護者アンケートの結果について市ホームページに掲載をいたしました。保護者連絡用ツール t e t o r u を用いた周知といたしましては、8 月 5 日に給食費の改定額について、9 月 2 日に保護者支援額について、10 月 2 日に市議会での議決内容について、全ての保護者に配信をしております。

質問⑥

現時点で国の無償化に関する動きはどのように把握されているか伺います。

答弁⑥

給食無償化における現在の国の動向について御答弁申し上げます。

現在、国におきましては、令和 8 年 4 月から実施を目指す小学校の学校給食無償化につきまして、公立小学校を対象とし、保護者の所得にかかわらず一律で支援する案を軸に検討を行っているとの報道がございます。また、支援の基準額につきましては、令和 5 年の実態調査を踏まえた全国の給食費の平均月額である 4,700 円程度を基に設定するとの報道もありますが、いまだ具体的な内容は示されておりません。

教育委員会といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、市長部局と連携しながら、引き続き対応をしてまいります。

質問⑦

国の施設建設費用というのは、新たに自校方式の給食室を造るとか、炊飯設備を新たにつくるとかに充てられないのかお伺いします。

答弁⑦

報道されております内容では、国は現在、給食施設を保有していない自治体が新たに給食施設を建設した場合に補助を出すとしていることから、本市で自校給食室等を建設した場合の補助はないものと捉えております。

質問⑧

中学校の無償化に国の動きというのはあるのか、無償化にならない場合は、市の補助の継続についてはどのような状況なのか伺います。

答弁⑧

中学校の無償化の動きにつきまして御答弁申し上げます。

報道によりますと、国は小学校給食無償化につきまして、令和８年４月から実施する方向で検討を行っているとのことですが、中学校給食無償化については今のところ情報はございません。

また、現在、中学校は１,２５０円の補助を行っているところでございますが、来年度につきましては、現在のところは決まっておりません。

質問⑨

国の基準は４,７００円、朝霞市は小学校６,０００円ということで、仮にその差１,３００円を市が負担するとなると金額は幾らになるのか、仮にその２分の１が市の負担と言われた場合は、どのような試算になるのか伺います。

答弁⑨

現在の小学校の給食費の６,０００円と国の基準額と報道されている４,７００円との差額分である１,３００円を仮に市が負担した場合は、年間で約１億１,０００万円となります。

また、国が４,７００円の半額の２,３５０円を負担し、報道等でもまだはっきりしていないところでございますが、都道府県が負担するとされている２,３５０円を仮に市が負担した場合は、年間で約２億円でございます。

さらに、市が２,３５０円に１,３００円を加えた３,６５０円を負担した場合は、年間で約３億１,０００万円と試算しております。

質問⑩

差額については市が負担というお考えなのかを伺います。

答弁⑩

今朝も新聞報道がされました。本当に国においても、この給食の無償化というふうにうたって４月から実施するということで動いてはいるのですが、非常になかなかこれが我々に正しい情報として入ってきていないところがあります。また、４,７００円という額についても、ちょうど値上げする前の朝霞市の給食費が４,７００円でしたので、２年前は４,７００円でした。ただ、今は本当にいろいろな事情から、やむを得ず給食費については改定をさせていただいたところでございます。

国が無償化ということで方針を示した上で実施するというので、前から繰り返し申し上げますけれども、必要な経費については国が全額負担をするべきだというふうに私は考えております。この中で、今朝の報道等に出てきた中で、今後基準額を超える部分の扱いについてはどうするか、ここについては

あまり明確な方向性が示されておりません。差額分につきましては、国が今申し上げたように全額負担すべきものであって、市がこれを負担するのでは無償化ということにはならないと思いますので、この辺については注視していきたいと思っております

質問者： 外山 麻貴議員（無所属）

質 問：不登校、いじめ、性暴力等、子供のＳＯＳを見逃さないために

（１）現状認識と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市での不登校、いじめ、性暴力について、小中学校での過去３年間の数値と児童生徒に占めるパーセンテージについて、そして、どのような課題と感じているか、教育委員会に認識を伺います。

答弁①

まず、市内小中学校における不登校の児童生徒数と出現率を申し上げます。令和４年度、小学校 113 人、1.47％、中学校 237 人、7.02％、合計 350 人、3.17％。令和５年度、小学校 176 人、2.29％、中学校 265 人、9.22％、合計 441 人、4.17％。令和６年度、小学校 198 人、2.57％、中学校 255 人、7.57％、合計 453 人、4.09％でございます。全体として不登校は増加傾向にあり、近年は小学校低学年もその数を増やしているため、学年を問わず対応に取り組むべき重要な課題であると捉えております。

続きまして、いじめの件数について申し上げます。令和４年度、小学校 82 件、中学校 28 件、合計 110 件。令和５年度、小学校 102 件、中学校 36 件、合計 138 件。令和６年度、小学校 116 件、中学校 49 件、合計 165 件でございます。いじめにつきましても、学校の積極的な認知が進んでいることから件数全体が増加傾向にあると捉えております。早期発見、早期対応などの組織的な対応により、一定程度の解消は進んでいるものと考えておりますが、案件によっては相当の期間を要するものもあり、被害を受けた児童生徒に寄り添った対応、支援の継続が課題であると認識しております。

最後に、性暴力等に関する件数でございます。不登校やいじめのように県や市による調査はございませんが、教育委員会として把握しているものは、令和５年に本市に勤務していた教職員によるわいせつ行為等による懲戒処分は１件ございました。

質問②

令和5年の不登校の増加率が高い理由を教育委員会としてどう捉えているのか、伺います。

答弁②

特に令和4年度から令和5年度にかけて、小学校の不登校の出現率が高まったということでございますけれども、様々な要因が考えられますけれども、例えば近年、核家族化や地域との関係性の希薄化などにより、本来小学校入学までに身につけておくべき必要な社会性やコミュニケーション能力が育まれておらず、集団生活がうまく営めないことが要因の一つとして考えられます。また、コロナ禍を経て学校を休ませることに抵抗感を感じる御家庭が少なくなったことや、教育の機会確保法の趣旨が社会に浸透し、多様な学びの場があることに関する理解が高まり、必ずしも学校に行かなくてもよいという選択肢を選ぶ家庭が増えたことなども要因に挙げられると捉えております。

質問③

主に家庭に問題があると聞こえるのですが、事件が起こったりした学校自体の雰囲気、学校自体の問題を主体的に捉え返していないのか伺います。

答弁③

不登校につきつきましては、学校での生活について関わりがあるのではないかと御質問だったかと思えます。もちろんこれは以前からも、例えば、学齢が上がるにつれまして学ぶ学習内容がやはり高度化してきますので、そういった理解がなかなか進まない、授業になかなかついていけないといった悩みを元にして学校に足が遠のくといったことや、あるいは先生と相性がなかなか合わない、これもコミュニケーションの一つだと思うのですが、そういった理由から学校に足が遠のいていったということは、全国的に見ても、当市でも、そういった傾向は見られるかなと思っております。そのため学校のほうでは、例えば、子供と学校生活のアンケート調査等を行ったり、あるいは学校でも担任だけではなくて、例えば教育相談の担当の教員等と組織的に子供たちと様子を見ながら対応しているところでございます。

学校自体がつまらなくなっているというお話もありましたけれども、子供たちが主体的に学ぶ、意欲的に学ぶような形で、まずは学校のほうでは子供たちが率先して授業に参加できるような工夫、改善を日々行っているところでございますので、教育委員会といたしましても、学校が子供たちにとっても非常に有益な学びの場であるということは、引き続き支援していきたいと考えております。

質問④

本当に性被害、性虐待に遭った子供が過去３年間で１件だけだったのか、学校は家庭の次に子供にとって最初のセーフティネットとなるべきと思うのですけれども、教育委員会の見解を伺います。

答弁④

議員の御指摘いただいた、まず、過去３年間の数値ということで最初、御質問いただきました。実際には子供たちがそういった性的な虐待を受けているといった案件は、これは実際には複数ございます。ただし、これを今カウントして何件ですというふうにはちょっとなかなか申し上げられません。実際には年間数件の割合で報告が上がっていますし、また、それが身近な大人からの暴力、特に女子の児童に対して父親や、あるいはそういった身近な大人からの性暴力等については、これは大きな課題となっております。ただ、これを何件ですとかというふうにはちょっと申し上げなかったのも、今回は教職員による性暴力が１件ありましたというように報告しましたけれども、実際には数多くあるということでございます。

質問⑤

過去３年間で児童相談所に学校側から通告した件数というのは何件あるのでしょうか、お伺いします。

答弁⑤

学校が虐待等を発見し児童相談所に通告したことにつきましては、通告件数の集計は行っておりませんが、教育委員会が学校から報告を受けた場合、当該児童生徒の安全確認や学校の対応について、必要に応じて関係機関、関係各課と情報を共有し、対応しているところでございます。

質問⑥

個々は認知して報告は受けて、それが一体どうなったか追っているけれども、体系的に集計したり、把握したり、この数を見て対策を練ったりですとか、背景を探ったりとか、そういうことはしていないという理解でよろしいですか。

答弁⑥

誤解があるようでございますけれども、基本的には虐待等によって通告した件数についても、調べれば出てまいります。これは、今この場でお答えするのはあれですけれども、基本的には通告の件数についてはこちらも把握しておりますし、それから、先ほど議員がおっしゃったように、そういった通告の案件についてどうなったかということについても最後まで確認を取っているところでございます。さらには、性被害ということで言いますと、例えば、不審者

による付け回しですとか、あるいは体を触られたとか、そういったことも含めて、虐待ではなくてそういった性被害の数についても、これはもちろん過去のデータとして残っていますので、必要があればお示しすることはできます。

（２）タブレット端末を活用した子供のＳＯＳ早期発見と未然防止策について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

タブレットから直接、気軽に子供が相談できるという仕組みを朝霞市でも導入する意向はないか伺います。

答弁①

タブレット端末を活用し、児童生徒の心の健康観察を行ったり、ＳＮＳのような仕組みで児童生徒が気軽に相談できるアプリを導入したりしている自治体があることは承知しております。本市におきましては、さわやか相談室や朝霞市子ども相談室などの相談窓口について、児童生徒のタブレット端末へ配信したり、埼玉県が実施しているＳＮＳの相談窓口をカードで配布したり、校内の掲示板にポスターで周知したりするなどの取組を行っているところでございます。児童生徒が気軽に相談できる仕組みは、悩みを伝えたくても伝えることのできない児童生徒にとって重要な支援策になると捉えております。他の自治体が実施している先進事例を調査研究し、朝霞市としてどのような仕組みが導入できるのか、検討は進めてまいりたいと考えております。

質問②

１人１台端末を利用した子供のＳＯＳを直接キャッチできる仕組みというのを取り入れるという考えはないのでしょうか。伺います。

答弁②

１人１台端末を活用した相談につきましては、これはアプリを導入することが目的ではなくて、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見、そして、心に寄り添った対応ができるかどうかというところがまず大事になるのかなというふうに教育委員会としては考えております。児童生徒が気軽に相談できる体制につきましては、そういったことから、アプリ導入を前提として進めるものではないと考えておるため、具体的な時期をお示しすることはできません。ただ、タブレット端末にアプリを導入する場合は有償、無償、様々なアプリがあるように承知しているところでございますが、予算や個人情報の適切な取扱い、相談への対応に係る運用体制の整備など、様々な場面を想定して検討してする必要がありますと捉えております。

また、先進事例を参考にする場合におきましても、自治体の規模や相談体制、タブレット端末の機種や運用方針で違いがあることも考えられ、そのまま同様の仕組みを本市に導入することにつきましては慎重を期する必要があると考えております。まずは他の自治体の事例調査や、既存の相談体制を見直すとともに、個人情報に係る安全性や費用対効果を十分に検証しながら相談アプリ導入の可能性について検討を進めてまいります。

質問者： 利根川 仁志議員（公明党）

質 問：青年世代への支援について問う

（１）奨学金の返還支援について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

教育委員会としてこの奨学金の返済制度、返済支援について周知なりお伝えをいただいていることについて伺います。

答弁①

本市では、経済的理由から就学が困難である学生等を対象に、審査の上で無利子による奨学金の貸付けを実施しております。今後につきましても現制度を継続してまいりたいと考えておりますことから、奨学金の返還支援に係る新たな取組につきましては、現在のところ実施の予定はございません。

（２）部活動、地域移行の現状について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

部活動地域移行について、現在の状況について伺います。

答弁①

部活動は現在、学校教育の一環として位置づけられておりますが、国の提言に基づき、今後は地域クラブ活動への展開に向け、各自治体の実情に応じながら改革を進めていくことが求められております。また、埼玉県の方針といたしましては、令和５年度から令和７年度を活動環境整備期間、令和８年度から令和１０年度を活動環境定着期間と示されております。

本市におきましては、令和４年度より朝霞市部活動の在り方検討会議で協議を進めております。今年度は５月と７月に開催した検討会議を経て、本市の部活動地域展開の方向性について検討を重ね、中学校教職員の意見聴取を行っ

たところでは。また先週、12月8日にも検討会議を開催いたしまして、地域展開の方向性についての検討、また、今後改めて小学生や中学生、その保護者や地域からの意見聴取を行い、今年度中に方向性を定められるよう準備を進めているところでございます。

質問②

部活動の在り方において、現場の中学校の教職員の方の声というのはどのような声があったのか伺います。

答弁②

現場の声といたしましては様々ございます。現在のところ、次年度以降も朝霞市内では部活動は平日は学校の中で継続するという方向で今、案を進めているところでございます。また、土日につきましては令和10年度には地域に移るということで進めているところでございまして、そこを踏まえて様々な意見が出ているところでございます。例えば、土日につきましては、これまでどおり自分も立候補して子供たちの指導に当たりたいという者もいれば、家庭の事情等もあり地域の方をお願いしたいという意見もございますし、様々なところでございます。

質問③

地域格差が起こらないような方向の部活動の移行にするという点について、教育委員会の考えを伺います。

答弁③

令和7年5月16日にスポーツ庁から、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終取りまとめが出されました。本市におきましてもこの取りまとめにのっとり、学校単位で行われてきたスポーツ文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するために、学校区によって部活動の制限がされないように、差が出ないようにということで、学校の枠を越えた地域クラブ活動の展開については検討を進めたいと考えております。

令和7年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書まとめについて

学校教育部教育指導課

各学校の主な取組について（小学校）

朝一小

- ・独自の心と生活アンケートの実施により、児童の実態を把握し、積極的生徒指導に生かすことができた。
- ・クラスの生活目標の取組により、いじめは絶対に許さないという意識が高め、いじめを自分事として捉えさせた。
- ・朝会での校長講話や校舎内の掲示物等により、いじめ撲滅に対する意識を高め、いじめは絶対に許されないものだという考えを広めた。
- ・生徒指導部会において、本校のいじめ防止基本方針を再検討した。
- ・標語・作文の取組により、前向きな気持ちで生活していこうという意欲が高まった。

朝二小

- ・いじめ防止月間中に、「学校いじめ防止基本方針」の確認と見直しを行い、職員全体で共通理解の下で指導にあたっている。
- ・全学年・全児童を対象に10月末、11月末に行った。気になる回答があった児童には個人面談を実施し、詳しく聞き取りを行うことで、児童同士のトラブルやいじめにつながる可能性のある事案の早期発見につなげることができた。
- ・10月に1件いじめを認知したため、管理職、生徒指導部、該当学年で情報を共有し、組織的に対応した。いじめが疑われる場合は生徒指導委員会に報告し、該当児童についてさらなる面談を行い、家庭へも知らせ、組織的に対応できるようにした。
- ・毎週水曜日には、「児童会が中心となるあいさつ運動」や「学校応援団によるあいさつ運動」など、あいさつ運動に取り組んだ。
- ・いじめ防止月間について児童に周知した。いじめ防止標語を全校児童から募集し、各学年代表児童1名の作品を児童集会で紹介した。また、それらを掲示することで、いじめ防止月間以外の期間であってもいじめ防止への意識を高められるようにした。
- ・各教員が日常的に児童間トラブルを専用フォーマットに記録し、生徒指導委員会でいじめにつながる行動・いじめがあるかどうかの報告を行い、報告をまとめ、全職員に周知した。
- ・個人面談週間（12月1週目）を活用し、保護者と情報交換、意識の共有する機会を設けた。

朝三小

- ・いじめや問題行動など児童への指導内容や見守りが必要な児童について、毎月全職員で04t h等を活用し情報の共有を行っている。特別な内容は全教職員に詳細を共有している。
- ・年度当初に一人一人の実態把握を行い個別の指導・支援計画等について共通理解を図ることができた。この後、2月に児童の変容等について確認する予定である。
- ・教育相談日では、保護者から児童の学習や生活などに関する悩みや困り感を聞き、指導に役立てた。6月と12月に全児童保護者と個人面談を行い、学校生活アンケートを活用して、学校での様子について保護者と情報共有を図った。
- ・教職員に対して「生徒指導ハンドブック I's 2019」の活用や生徒指導提要の改定を周知し、研修が深めた上で、いじめ基本方針の改定に向けて、生徒指導部で現行の基本方針を読み合わせ、改定していく内容を検討した。
- ・正しい使い方と起こりうるトラブルについて懇談会で説明、資料配付を行い、保護者と共通理解を図った。また、警察職員による非行防止教室を開催し、ネットトラブルについて考える機会を設けた。

朝四小

- ・「いじめアンケート」(5月、11月に実施)を実施し、学級の児童の様子を担当が把握できるよう周知した。
- ・朝霞第一中学校生徒指導担当教諭と連携し、生徒指導の情報について共有した。
- ・「心と生活のアンケート」「いじめアンケート」の結果を活用し、児童との面談や見守り、声掛け等の機会を設けた。
- ・学校だより・学年だより・学級通信等で日々の学校・学級の様子を家庭に発信した。
- ・生徒指導部を中心に、職員会議ごとの情報交換などの機会を設け、少しでも気になる児童について情報を共有し、見守り体制をつくることができた。
また、課題が見られる児童が多い学級についても管理職を中心に全職員で共有し、指導、見守りの体制をつくることができた。
- ・いじめが発見された場合には、担任、学年、管理職、生徒指導主任、いじめ担当等が情報共有を行い、適切な対応策について組織として検討及び対応の実施をすることができた。

朝五小

- ・夏季休業中の三校合同生徒指導研修会を実施した。不登校に関する内容が主であったが、児童理解、児童相互理解につながる研修となった。
- ・アサーショントレーニングに関する校内研修を行った。児童同士の声のかけ方等、いじめ防止につながる指導について考えることができた。
- ・埼玉県いじめの防止のための基本的な方針やI's2019、朝霞市いじめの防止のための基本的な方針資料、朝霞市いじめ撲滅宣言についての理解・周知を行うとともに、本校のいじめ防止基本方針を再確認した。
- ・教育相談部を中心に「児童理解研修」を実施した。
- ・いじめ防止に関する学校評価の実施と検証を今後、実施予定である。
- ・「心のアンケート」(学期毎全学年)、「心と生活アンケート」(2学期高学年)を実施し、心配な児童について、本人への聞き取りや面談、保護者への連絡を行った。
- ・いじめの被害児童、保護者との面談を定期的に実施し、支援・見守りを行っている。引き続き、今後も寄り添い、支援・対策を行っていく。
- ・いじめの加害児童への指導と保護者への助言・支援を行っている。今後も「いじめ根絶」に向けて組織で取り組んでいく。
- ・個人カルテづくりと、生徒指導の記録フォルダの作成と蓄積を実施し、定例の生徒指導部会・教育相談部会や研修に生かしている。
- ・保護者・PTAと連携して、電話・面談・家庭訪問を実施した。

朝六小

- ・校長講話、生徒指導部からの話を実施し、職員、児童といじめ、楽しい学校生活のポイントを共有し、共通認識・共通行動がとれるようにした。
- ・学活(2)学級指導で「いじめをなくすためにできること」をテーマに指導を行い、各クラスでスローガンを作成。作成したスローガンをもとに、二か月間意識して生活できるように指導。作成したスローガンは、職員室前に掲示し、意欲の向上を図った。
- ・代表委員会や生活委員会の児童が主体となり、朝のあいさつ運動、リーフレットの作成など、児童が主体的に計画し、活動に取り組んだ。
- ・研修会を通していじめの定義などを再確認し、職員で共通認識・共通行動がとれるようにした。
- ・相談窓口の充実。教職員向けに外部機関一覧表の作成、周知をした。

朝七小

- ・毎月の全校朝会を実施した。校長から児童への話と教員による生活目標の話を行い、その時の学校全体の課題を明確にした。児童への指導や声かけを続け、児童一人一人が楽しく学校生活を送れるようにした。
- ・いじめ防止基本方針の見直しと改訂を進めている。全職員で基本方針の確認と共有をした。いじめの未然防止・早期発見・早期解決をすることができた事例が多くあった。
- ・積極的にいじめの認知をした。職員間での情報共有を密にし、組織としての対応・指導する体制を整えることができた。
- ・毎月の生徒指導部会の組織編成の見直しを行い、全職員が参加できる体制を整えた。また、生徒指導案件報告シートを作成、共有できるようにしたことで、課題を正確に捉え、情報共有や事例の検討を複数の職員で行ったことで、一人で抱え込まずに解決できた事例もあった。
- ・毎月、タブレット端末を活用し、「生活アンケート」を行った。学期に1回は紙ベースでアンケートを取り、一人も取り残さない体制を整えた。担任が児童や学級、学年の状況を定期的に客観視できたことで、学級経営に生かすことができた。
- ・朝霞市教育委員会による「心と生活アンケート—今の自分の気持ちは？」(10月)を実施し、個に応じた教育相談を行った。あわせて教育相談日(学期に1回)や個人面談(1・2学期)を設定し、保護者との連携を取りながら、進めることができた。
- ・朝霞市教育委員会作成の「ひとりでなやまないで」を10月に全家庭に配付し、家庭への周知を図った。
- ・特別の教科道徳において、いじめ防止の観点で踏まえた内容項目の重点的指導を行った。また、そのために各担任が教材研究を深め、授業に生かすよう努めた。
- ・1月に埼玉県警と連携し、非行防止教室の実施を予定している。防犯や非行防止について学習する機会を設けることで、児童の安心、安全な生活へとつなげていく。

朝八小

- ・生徒指導研修や生徒指導主任等研究協議会の伝達研修において、いじめの定義、いじめ予防についての指導、児童からの訴えをもとにどんな小さなことでも対応していくという認識をもつことができた。事例検討会も行った。
- ・各学期に2回ずつアンケートを実施し、児童の心の状態や変容、学級・学年の実態を把握することができた。
- ・アンケート実施後には、児童一人一人と話をする時間を設定した。アンケートの内容を確認し、重点的に指導する内容や配慮を要する児童の見守りについて検討した。
- ・生徒指導案件の発生時には、過去のアンケートを参考にし、さらなる聞き取りや学級指導等、当該学級・学年、関係教職員で迅速に対応することができた。
- ・学校朝会において、「周りの人への思いやりの心もち、自分で考えて行動し、たくさんの人と関わり合える八小の子どもたち」という目指す児童の姿を全校児童に伝え、共有をした。
- ・いじめに関する訴えが児童や保護者からあった場合、直ちに管理職を含めた関係職員を招集し、迅速に対応することができた。
- ・管理職、生徒指導主任が適宜、教室の巡回を行い、児童や学級の様子を複数の目で見ることができ、学級担任以外の教師にも相談しやすい雰囲気を作ることができた。
- ・校長を中心に、ポストに入っていた内容については、児童と直接話をしたり、学級担任に相談の上で対応したりすることで、児童が安心して過ごせる雰囲気や相談しやすい雰囲気づくりに繋げることができた。
- ・たてわり活動やしいのみ祭りをを行い、異学年との交流を通して、自分の気持ちの伝え方や気遣う心について考えることができた。
- ・年間を通して、各学年・学級において、特別の教科道徳の授業の中で、生命の尊さについて考えを深める時間を設けることができた。

朝九小

- ・「ひとりでなやまないで」を全児童に配付した。学校だけではなく、様々な機関が子ども達を見守っていることを児童に伝えることができた。
- ・「心と生活アンケート（5，6年生）」実施後の面談と追跡調査を実施することで、児童一人一人の交友関係や悩みなど、実態を把握し指導に役立てることができた。
- ・学校独自のいじめアンケートを1年生から4年生に行い、実施後の面談と追跡調査を実施することで、児童一人一人の交友関係をつかみ、指導に役立てることができた。
- ・いじめに関する保護者アンケートを保護者に配付することで、保護者の方々に自分の子がいじめにあっていないか考える機会を設けることができた。
- ・全校朝会での校長講話を通して、相手が嫌な気持ちになる言葉を発したり行動をしたりしないこと、相手のことを思いやることが楽しい学校生活に繋がることを確認した。
- ・人権感覚育成プログラムの授業を実施し、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」がとれるよう指導を行うことができた。
- ・代表委員による、いじめの防止、撲滅に関する校内放送をすることで、「いじめ防止」について意識して生活させることができた。
- ・学級ごとに、いじめ防止、撲滅に関する児童一人一人の宣言を書いた掲示物を廊下に掲示することで、いじめに対する自身の取り組み方を具体的に自覚させることができた。
- ・学級活動を充実させることで、相手の意見を受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして合意形成を図り、実践する力をつけることができた。

朝十小

- ・朝霞市教育委員会からの「ひとりでなやまないで」を全学年に配付した。
- ・毎月25日に「ハートのふりかえり」のアンケートを実施し家庭と連携して相談に乗った。いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげることができている。
- ・道徳主任と連携し、「いじめ防止」に係る道徳の授業を全学級で実施した。また、校内の道徳コーナーにも同様の掲示を行い、いじめの未然防止に努めた。
- ・全校朝会の校長講話の中で、いじめに関する話をした。いつも話をしている担任と違い、校長の話ということで、児童の理解も深まった。
- ・各学年、児童の実態に応じた取組を実施し、積極的な生徒指導へとつなげることができた。
- ・いじめについて考えるキャンペーンとして「仲良し宣言」を各学級で学級活動の時間で考えた。各学級の宣言を校内に展示するだけではなく、給食の放送でも代表児童が発表した。
- ・毎月初めに「あいさつ運動」を行い、明るい挨拶を心がけることができるようになり、人間関係の構築に役立てた。
- ・いじめを認知したら、具体的な事実をその都度記録に残すようにし、解決・未届けまで、管理職と情報共有を行いながら対応している。
- ・月1回の部会や、その後の報告、さらに夏休みの研修などを通して、職員の「いじめ」に対する認識も深まり、よりいじめ防止に向けた意図的・計画的な指導に結びついた。
- ・学校だよりで、「いじめ防止月間」であることを知らせ、学校での取組などを紹介し、保護者の意識を高めた。
- ・管理職による「校内巡視」を通し、担任だけでは見落とししてしまう些細なことでも見つけられるようにした。休み時間等にも教室を見回り、導を行った。管理職からの直接的な指導を児童に行うことができたり、担任にもアドバイスや注意喚起を行うことができたりした。
- ・日頃から楽しく豊かな学級づくりのために、エンカウンター等に取り組んだ学級も見られ、いじめの未然防止につながった。
- ・スクールカウンセラーに心のカウンセリングを月1回実施する中で知り得た情報を、担任と共有することで、児童への指導の幅が広がった。
- ・学校運営協議会においても「いじめ防止」の取組について共有した。

各学校の主な取組について（中学校）

朝一中

- ・「いじめ撲滅宣言」を受け、生徒会を中心にいじめ撲滅のための行動宣言を廊下に掲示して、いじめについての意識を高めることに努めさせる（3学期実施予定）。
- ・生徒の実態アンケートを通し、いじめの早期発見・早期対応に努めた。昨年に引き続き、いじめ防止月間に合わせ教育相談週間を設定し、1・2年生は二者面談を6月と9月に、3年生は6月と三者面談期間に合わせて行った。アンケートの結果を踏まえた対応といじめの有無の確認、嫌がらせなどを受けていないかなどの把握に努めた。
- ・生徒指導部会、教育相談部会、生徒指導委員会等を活用し、生徒の情報を共有した。また、チーム一中として、SCやSSWとの連携も図った。今年度は埼玉県弁護士協会の力を借り、いじめが関係するような生徒指導事案に対し指導・助言をいただいた。
- ・今年度も、早い段階でいじめを認知することで早期解決に至ることができた。

朝二中

- ・「心と生活アンケート」を11月に実施し、その結果を担当が把握した。「生きていてもしかたがない」「悪口を言われたり、いやな噂を流される」等の項目に該当する生徒を重点に全生徒と教育相談的な視点からすみやかに二者面談を実施した。個々の生徒の実態を把握して、担当が適切に指導することができた。
- ・月に一度行われる生徒指導委員会で出た反省や取り組みをもとに、後期の委員会の活性化を促し、生徒朝会で委員会の発表をするなど生徒自ら取り組み自律的な集団作りに取り組んだ。また、生徒全体が落ち着いており、規律ある生活ができている。
- ・さわやか相談室との連携を強化した。不登校気味の生徒への対応や継続観察の生徒へのアプローチの仕方など相談を密に行った。さわやか相談室だよりで、一人で悩まず相談することを奨励した。さわやか相談室を利用する環境づくりを推進することができた。
- ・日々の授業では意欲を高め、わかる授業を行うように指導法の工夫をするために定期的に教科会や研修の中で話し合いをした。また、8：25分登校の推奨と朝読書の充実、テスト前の朝学習の充実などを図り、落ち着いた学校生活のスタートをさせた。
- ・風紀委員会と生徒会が連携した取り組みを強化し、抜き打ちでチャイム前着席キャンペーンや授業準備チェックを実施し、生徒の主体性を伸ばすとともに基本的な学校の生活リズムを整えることができた。
- ・読書週間の設定や朝読書を毎日継続するとともに、学級指導や朝の登校指導などの活動を行うことで、生徒相互で望ましい言葉遣いが行われ、明るいあいさつが交わされている。

朝三中

- ・週1回生徒指導部会及び教育相談部会を開き、生徒の変化や抱える問題などを把握し、全校で共有すると共に、学年等、組織的に方策を考え対応できた。
- ・学期ごとに心と生活アンケートを実施し、一人一人に応じたきめ細やかな対応をすることができた。教育相談週間として二者面談（希望する家庭には三者面談）を行う等、教育相談を充実させた。二者面談で生徒からの相談内容については迅速に対応し、深刻な事態に至ることを防いだ。
- ・校内研修では事例研修を行い、教職員で課題解決に向けて意見交換をしながら、具体的な対応策を考え、今後の指針とした。
- ・特別活動でソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、生徒のコミュニケーション能力の育成およびコミュニケーションスキルの習得を図った。また教員も研修で生徒と同じ内容に取り組むことで生徒の立場に立ち指導できた。

- ・ 道德の授業を計画的に実施することで豊かな心の育成を図った。
- ・ 適宜、各学年フロアや階段に掲示し、いじめ撲滅の気運を醸成した。
- ・ SNS の利用について、トラブル予防に関する動画を作成し、各学級で視聴してネット利用ルールを生徒自身に作成させるとともに保護者への啓発を行い、未然防止を図った。
- ・ いじめ啓発用で県民生活部青少年課が作成しているチラシ、スマートフォンの使い方に関する教育局生徒指導課が作成しているチラシを配布し、恒常的な啓発ができた。生徒に配布するだけでなく、tutor で直接保護者に配信した。
- ・ 夏休みの三者面談に加え、秋も希望者へ三者面談を計画し、相談しやすい環境を整えた。
- ・ ケースに応じて、SC、SSW、子ども相談室、こども未来課等と情報を共有し、適切な支援をすすめた。
- ・ 配慮が必要な生徒について、こども未来課、子ども相談室等と連絡を取り、ケース会議、面談等を実施し、情報の共有、早期対応に努めることができた。

朝四中

- ・ 「心と生活アンケート」を11月に実施し、その結果を担当が把握した。特定の項目に該当する生徒を重点に全生徒と二者面談を実施した。また、「学校の日」を2回実施し、生徒が話してみたい教員と話することができる機会を設け、学校全体で生徒を見守る雰囲気の醸成をした。
- ・ 後期の各委員の活性化を促し、生徒の主体的、自律的な集団作りに取り組んだ。生徒会を中心に今の学校を客観的にみつめ、挨拶など改善すべき事柄について積極的に活動している。生徒自らが学校づくりの一端を担っているという意識をつけてきている。生徒全体が落ち着いており、規律ある生活ができている。
- ・ さわやか相談室のとの連携を深め、不登校気味の生徒への対応や継続観察の生徒へのアプローチの仕方など相談を密に行い、情報を共有した。さわやか相談室だよりも、一人で悩まず相談することを奨励した。
- ・ 日々の授業では意欲を高め、わかる授業を行うように指導法の工夫をするとともに、各教科で重点を設定し実践した。また、8時25分登校の推奨と朝読書の充実、落ち着いた学校生活のスタートをさせた。日々の黙動による清掃活動を行い、美化環境の充実に努めることができた。また美術科や家庭科などを中心に校内掲示を充実させた。
- ・ やり取り帳での生徒の状況把握や休み時間、部活動での時間の共有によって生徒一人一人への対応が早くなり、問題を事前に食い止めることができるようになった。

朝五中

- ・ 認知したいじめはすべて解決することができた。
- ・ 面談期間を十分に設定し、時間をかけて話を聞く機会をとることができた。配慮を要する家庭とは連絡を密にし、連携することができた。
- ・ 道德の授業では、ローテーションを組んで行った。多様な価値観に触れ、多面的・多角的に考え、伝え合う授業を実施する中で、人権感覚の涵養をはかった。
- ・ 本校独自の「心と体のアンケート」を毎月実施した。生活記録ノート等を通して分かった悩みなども、学年全体で分担して話を聞くことができた。また必要に応じて毎週行われる教育相談部会や、生徒指導部会で取り上げ、様々な角度から解決の方法を探ることができた。
- ・ 生活委員会を中心とした活動で、生徒全員が「いじめゼロ宣言」を作成し、宣言文と宣言に込めた想いを記入し、掲示した。いじめを絶対に許さないという想いを共有することができた。
- ・ 教育相談部会や生徒指導部会で各学年の情報を共有できた。保健室や相談室との連携も密にし、計画的に相談員やSC、SSWに繋ぐなどして指導にあたることができた。
- ・ 校内研修ではスクールカウンセラーの先生を講師として、研修会を実施した。

※全小・中学校にて「心と生活アンケート」の実施と「ひとりでなやまないで」の配付を行った。

教育長報告事項

令和7年度全国・関東大会出場者による市長表敬訪問について

- 1 開催日 令和7年12月17日(水)
午後 3時30分から午後 4時20分
- 2 会場 朝霞市役所 別館5階 大会議室(奥)
- 3 表敬訪問該当生徒 別紙1 参照
- 4 当日の様子 ・当日は、朝霞第一中学校9名、朝霞第二中学校14名、朝霞第三中学校14名、朝霞第四中学校5名 合計42名の生徒と15名の教員が出席した。

(別紙1)令和7年度全国・関東大会等出場者による市長表敬訪問該当生徒一覧

朝霞一中9名 朝霞二中14名 朝霞三中14名 朝霞四中5名 合計42名 12グループ

		団体名	生徒氏名	ふりがな	種目等	関東・全国大会(正式名称)
朝霞第一中学校	1	陸上競技部	藤井 つばき	ふじいつばき	女子走幅跳	第53回関東中学校陸上競技大会
	2		北川 虎之介	きたがわ とらのすけ	男子走高跳	
	3	吹奏楽部	川田 莉子	かわだ りこ		第31回西関東吹奏楽コンクール 第73回全日本吹奏楽コンクール
	4		山下 治己	やました はるき		
	5		谷 倫太郎	たに りんたろう		
	6		須貝 未空	すがい みそら		
	7	囲碁将棋部	家村 結真	いえむら ゆうま		第18回文部科学大臣杯小中学校囲碁団体戦
	8		油屋 悠人	あぶらや ゆうと		
	9		船越 幸也	ふなこし ゆきや		
朝霞第二中学校	1	陸上競技部	高原 真麻	たかはら まあさ	4×100mR	第53回関東中学校陸上競技大会
	2		玉野 怜	たまの さとし		
	3		田中 響	たなかひびき		
	4		伊藤 康太郎	いとう こうたろう		
	5		佐藤 海俐	さとう かいり		
	6	テニス部	螺良 美羽	つぶら みう	硬式テニス部	令和7年度第5回関東中学校体育大会
	7		片山 結那	かたやま ゆな		
	8		吉田 愛	よしだ あい		
	9		中川 友葉	なかがわ ともは		
	10		百瀬 綾音	ももせ あやね		
	11		藤川 紗衣	ふじかわ さえ		
	12		浅見 茉凜	あさみ まりん		
	13		中家 輝咲	なかや きさ		
	14	水泳部	中村 虎之介	なかむら とらのすけ	自由形200m 自由形400m	第49回関東中学校水泳競技大会

朝霞第三中学校	1	陸上競技部	金井 秀太	かない しゅうた	男子200m	第53回関東中学校陸上競技大会
			金井 秀太	かない しゅうた	男子200m	第52回全国中学校陸上競技選手権大会
			竹川 史織	たけがわ しおり	女子走高跳	第53回関東中学校陸上競技大会
	2		竹川 史織	たけがわ しおり	女子四種競技	第52回全国中学校陸上競技選手権大会
	3	剣道部	二上 栞奈	ふたがみ かな	個人戦	令和7年度全国中学校体育大会第55回 全国剣道大会
			二上 栞奈	ふたがみ かな	団体戦	令和7年度第50回関東中学校剣道大会
	4		飯塚 美結	いいづか みゆ		
	5		本橋 真侑	もとはし まゆ		
	6		森 千歳	もり ちとせ		
	7		酒井 愛萌	さかい あも		
	8		飯岡 沙月	いいおか さつき		
	9		佐藤 妃乃	さとう ひめの		
	10	フライングディスク部	佐藤 柚花	さとう ゆずか		第24回全国障スポ大会「わたSHIGA輝く障 スポ」(フライングディスク競技)埼玉 県代表選手出場
	11	吹奏楽部	高橋 諒羽	たかはし りょうう		第31回西関東吹奏楽コンクール
	12		影山 歩来	かげやま あるき		
	13		石丸 百花	いしまる ももか		
	14		前出 栞里	まえで しおり		
朝霞第四中学校	1	吹奏楽部	阿部 舞香	あべ まいか		第31回西関東吹奏楽コンクール
	2		菅野 郁也	すげの いくや		
	3	囲碁将棋部	佐藤 悠太	さとう ゆうた		第18回文部科学大臣杯小中学校囲碁団 体戦
	4		小林 奏喜	こばやし そうき		
	5		柴田 一鞘	しばた いさや		

教育長報告事項

令和8年度埼玉県学力・学習状況調査について

令和7年7月7日付けで埼玉県教育委員会教育長より令和8年度埼玉県学力・学習状況調査への参加意向の確認がございました。

朝霞市教育委員会といたしましては、埼玉県教育局南部教育事務所長宛てに参加する旨の回答をしたことを報告いたします。

1 調査の名称

令和8年度 埼玉県学力・学習状況調査

2 調査実施日

令和8年5月7日（木）から5月20日（水）までのうち、市町村教育委員会が実施可能な日

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 教科

小学校第4学年から第6学年まで 国語、算数

中学校第1学年 国語、数学

中学校第2学年及び第3学年 国語、数学、英語

(イ) 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項

(2) 学校及び市町村教育委員会に対する調査

学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項

4 実施方法

タブレット端末等を使用する調査（CBT：Computer Based Testing）

教育長報告事項

令和 8 年度全国学力・学習状況調査について

令和 7 年 1 2 月 8 日付けで埼玉県教育委員会教育長より令和 8 年度全国学力・学習状況調査の実施について連絡がございました。

朝霞市教育委員会といたしましては、調査を円滑に実施するため、適切に対応していくことを報告いたします。

1 調査の名称

令和 8 年度 全国学力・学習状況調査

2 調査実施日

令和 8 年 4 月 2 3 日（木）

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 教科

小学校第 6 学年 国語、算数

中学校第 3 学年 国語、数学、英語

(イ) 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

(ウ) 出題内容

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

イ 質問紙調査（学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等）

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査を実施する。

教育長報告事項

令和7年度第64回朝霞市文化祭について

1 概 要

種 目 ・ 大 会 名		開 催 日	会 場	延べ来場者数(人)
大会・発表部門	マ ン ド リ ン 発 表 会	11月23日(日)	ゆめばれす	350
	歌 謡 発 表 会	10月5日(日)		650
	合 唱 演 奏 会	11月1日(土)		370
	囲 碁 大 会	11月2日(日)		38
	芸 能 の つ ど い	10月19日(日)		631
	吟 剣 詩 舞 道 大 会	11月2日(日)		52
	音 楽 祭	11月9日(日)		800
	市民吹奏楽団定期演奏会	11月16日(日)		750
	将 棋 大 会	10月26日(日)		26
延べ来場者数(合計)				3,667
参考:令和6年度(「展示部門」「特別事業」の4,377人含む)				8,496

2 内 容

「第64回朝霞市文化祭」につきましては、朝霞市教育委員会と朝霞市文化協会との共催で10月5日(日)から11月23日(日)までの間、ゆめばれす(市民会館)で開催しました。

中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事に伴う休館のため「展示部門」は実施せず、「大会・発表部門」のみの開催となりました。

ゆめばれすで行われた「芸能のつどい」では、37組、151人が出演し、舞踊や三味線などの伝統芸能から、クラシックバレエやフラダンス、トランペットまで、様々なジャンルの演目が披露されました。なお、式典では、長年にわたり本市の芸術文化活動の発展に貢献いただいた皆様に対して、令和7年度文化功労顕彰者として表彰(市長賞1人、文化協会長賞6人)を行いました。

文化祭の開催期間には、個別大会及び発表会が開催され、今年度は8団体が発表し、各団体は日頃の練習の成果を存分に発揮するべく、より一層熱心に取り組んでいました。

「芸能のつどい」をはじめ、各団体による発表会も出演者および来場者が減少している状況であるため、次年度以降は、これまでの開催形式の見直しを図るとともに、出演者及び来場者募集の啓発に努め、様々な種目を多くの市民に鑑賞していただくことで、芸術・文化の振興を推進していきたいと考えております。

○文化功労顕彰受賞者(各連盟より推薦)

・ 囲碁連盟	岡崎 英雄 (おかざき ひでお)	市長賞
・ 舞踊連盟	尾上 扇柳 (おのうえ せんりゅう)	文化協会長賞
・ 書道連盟	小野 宏美 (おの ひろみ)	文化協会長賞
・ 書道連盟	吉原 紀子 (よしはら のりこ)	文化協会長賞
・ 将棋愛好会	小野寺 隼 (おのでら はやと)	文化協会長賞
・ マンドリン連盟	富沢 まゆみ (とみざわ まゆみ)	文化協会長賞
・ 市民吹奏楽団	大石 彩乃 (おおいし あやの)	文化協会長賞

教育長報告事項

令和7年度第2回朝霞市社会教育委員会議について

- 1 会議名 令和7年度第2回朝霞市社会教育委員会議
- 2 開催日時 令和7年11月26日（水）午前10時から10時45分
- 3 場所 朝霞市民会館201会議室
- 4 出席者 社会教育委員 15人中10人出席（別紙参照）
事務局 5人
- 5 報告 (1) 第4次朝霞市生涯学習策定事業者について
- 6 議題 (1) 第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るアンケート調査について
(2) 第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るヒアリング調査について
(3) その他

7 会議の概要

(1) 第4次朝霞市生涯学習策定事業者について

プロポーザル審査を行い、京都府京都市に本社のある「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」と契約を締結したと報告しました。

(2) 第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るアンケート調査について

アンケート調査の対象者、実施方法及び各設問等について説明を行いました。

委員からは、対象者の選定方法や設問にある文言について意見をいただきました。

(3) 第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るヒアリング調査について

ヒアリング対象施設、実施方法及び各設問等について説明を行いました。

(4) その他

今後の会議の日程について、第3回目は令和8年3月に予定していることをお伝えしました。

教育長報告事項

第39回企画展「江戸時代の旅へ 川越街道膝折宿」事業報告について

1 開催期間 令和7年11月1日（土）～12月14日（日） 開館日数 38日

2 場 所 朝霞市博物館

3 入館者数 4,103人 一日平均 107.9人

4 内 容

川越街道膝折宿を中心に、江戸時代の宿場機能と公用通行について紹介しました。あわせて、庶民の旅文化について市域の資料から取り上げました。また、膝折の名主、問屋、本陣をつとめた牛山家に伝来した古文書、絵図、高札、襖絵などの資料を初公開しました。

5 評価及び反省

本展では、近年にあっては減少傾向にあった入館者数に一定の回復が認められました。企画展関連講座には定員を上回る応募があり、席数を増やして対応しました。また、市内のみならず、市外や県外からの来館者も多く、一定程度の集客力がある展示テーマだったといえます。図録の売上げも好調で、他の近世史関連刊行物の売上げにも繋がりました。

学術的な成果としては、膝折の名主、問屋、本陣をつとめた牛山家の資料について、古文書を中心に多数初公開しました。牛山家からは、昨年度、多くの資料を博物館へ受入れ、現在も継続して整理作業を行っています。本展では調査過程の速報を紹介しました。

また、旅人の服装をして写真撮影が出来る体験コーナーを設け、お子様を中心に好評でした。

以上のことから、郷土資料の調査成果を発信・紹介するという展示における博物館の使命を果たすとともに、楽しみながら郷土史に触れる機会を提供出来ました。また、郷土資料の保存へ関心を持ってもらうきっかけ作りに繋がりました。

課題としては、ハンズアップ資料や音声案内の拡充が挙げられます。今後は県内外の事例の情報収集に努め、展示手法のさらなる工夫に取り組んでいきたいと考えます。

議案第 1 号

朝霞市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 1 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

1 解嘱について

- (1) 発 令 事 項 朝霞市学校給食運営審議会委員の職を解く。
- (2) 発令年月日 令和 8 年 1 月 2 1 日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	理 由
みやばやし さとみ 宮 林 智美	市議会議員	交 代
たかぼり りょうたろう 高 堀 亮太郎	市議会議員	交 代

2 委嘱について

- (1) 発 令 事 項 朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱する。
任期は令和 8 年 1 月 2 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日
までとする。
- (2) 発令年月日 令和 8 年 1 月 2 1 日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
えんどう みつひろ 遠 藤 光博	市議会議員	新 任
いいくら かずき 飯 倉 一樹	市議会議員	新 任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第 4 条

令和7年度 朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

令和8年1月21日現在

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	任用開始
1号委員 (市議会代表)	えんどう みつひろ 遠藤 光博	朝霞市議会議員	新任
	いいくら かずき 飯倉 一樹	朝霞市議会議員	新任
	ししくら はるき 獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	再任
2号委員 (学校長代表)	はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	再任
	みやこし たかこ 宮腰 高子	朝霞第十小学校長	再任
	こいしかわ ともはる 小石川 知 治	朝霞第二中学校長	再任
	のぐち くにひこ 野口 邦彦	朝霞第三中学校長	再任
3号委員 (保護者代表)	わたなべ さとし 渡邊 聡	朝霞第一中学校 P T A	再任
	おおた つよし 太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	再任
4号委員 (市関係行政職員)	たなか せいこ 田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	再任
5号委員 (知識経験者)	せき まさゆき 関 昌之	朝霞地区薬剤師会理事	新任
	ば ば あゆみ 馬場 歩	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会えぷろん会員	新任

議案第2号

朝霞市社会教育委員の解職及び委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市社会教育委員を解職及び委嘱することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

1 解職について

- (1) 発令事項 朝霞市社会教育委員の職を解く。
- (2) 発令年月日 令和8年1月21日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	理 由
のもと かずゆき 野本 一 幸	朝霞市議会議員	附属機関等委員の交代

2 委嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市社会教育委員を委嘱する。
任期は令和8年1月21日から令和9年6月30日までとする。
- (2) 発令年月日 令和8年1月21日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
すやま けんが 陶山 憲 雅	朝霞市議会議員	新 任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市社会教育委員設置条例第2条第2項

議案第3号

朝霞市博物館協議会委員の解職及び任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市博物館協議会委員を解職及び任命することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

1 解職について

- (1) 発令事項 朝霞市博物館協議会委員の職を解く。
- (2) 発令年月日 令和8年1月21日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	理 由
とねがわ ひとし 利根川 仁志	市議会議員	付属機関等委員の交代

2 任命について

- (1) 発令事項 朝霞市博物館協議会委員を任命する。
任期は令和8年1月21日から令和9年2月19日までとする。
- (2) 発令年月日 令和8年1月21日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
いいくら かずき 飯倉 一樹	朝霞市議会議員	新 任

- (4) 任命の根拠 朝霞市博物館条例第7条

議案第4号

朝霞市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市公民館運営審議会委員を解職及び委嘱することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

1 解職について

- (1) 発令事項 朝霞市公民館運営審議会委員の職を解く。
- (2) 発令年月日 令和8年1月21日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	理 由
たはら りょう 田原 亮	市議会議員	附属機関等委員の交代

2 委嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市公民館運営審議会委員を委嘱する。
任期は令和8年1月21日から令和9年6月30日までとする。
- (2) 発令年月日 令和8年1月21日
- (3) 発令候補者

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
にし きやか 西 明	朝霞市議会議員	新 任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市公民館設置及び管理条例第15条第2項

議案第5号

朝霞市立図書館協議会委員の任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、下記のとおり朝霞市立図書館協議会委員を任命することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

記

1. 任命について

(1) 発令事項

朝霞市立図書館協議会委員を任命する。
任期は令和8年1月21日から令和10年1月15日までとする。

(2) 発令年月日

令和8年1月21日

(3) 発令予定者

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
くろかわ しげる 黒川 滋	朝霞市議会議員	新任

(4) 任命の根拠

朝霞市立図書館条例第3条